**これまでの研究のまとめ**

小林　篤来　Atsuki Kobayashi

2016年12月　December 2016



**これまでの研究のまとめ**

2016年12月5日

【目次】

はじめに

1 研究の目的

2コンプライアンス違反のケーススタディー

2.1 JR西日本の運転士自殺事件、信楽鉄道列車衝突事故、福知山線脱線事故

2.2 JR北海道のトンネル内列車炎上事故と二人の社長の自殺

2.3海自・護衛艦「たちかぜ」いじめ自殺事件

2.4 オリンパス不正経理事件

2.5国際通信３社間の国際電話料金についての協議

2.6三菱自動車リコール隠し事件

2.7 フォルクスワーゲン排ガス不正事件

3日本の文化とコンプライアンス

3.1 武士道

3.2 仏教

3.3 神道

3.4 言語学からの示唆

3.5甘えの構造－精神科医の日本文化論

3.6 恥の文化への批判

3.7 その他

4 心理学とコンプライアンス

4.1新田健一の犯罪心理学

4.2新田健一－日本人の罪悪感

4.3 岡本浩一の社会心理学

4.4判断を誤らせる心理学

4.5 内部告発の社会心理学

4.6 その他心理学

4.7 精神医学とハラスメント

5 倫理学とコンプライアンス

5.1 和辻哲郎の倫理学

5.2倫理とアイデンティティー

5.3他者依存の倫理観

6 学校のいじめ問題とハラスメント

参考文献

**はじめに**

本研究会は2016年6月に始まり、以降毎月一回のペースで開催されており、12月の研究会を含め七回もの回を重ねている。この時点で、筆者自身の研究成果を整理し振り返るのがよいのではないかと考え、今回「これまでの研究のまとめ」を作ることとした。

1. **研究の目的**

我々日本人の道徳心・倫理観の高さについては、外国人の指摘により気づかされることがある。たとえば、日本では落とした財布が戻ってくる、あるいは日本人はワールドカップのサッカー場でゴミを拾って帰る、東日本大震災の被災者は給水の行列に整然とならんで待つなどである。確かにこういう話を聞くと、日本人の道徳心・倫理観は高いように思われる。

ところが、その日本で企業による不祥事が後を絶たない。これまでも不祥事が新聞等のメディアをにぎわすたびにコンプライアンスの強化が叫ばれてきた。その結果、各企業はコンプライアンス体制の強化に努めてきたはずである。それにもかかわらず、不祥事はくり返されている。なぜなのだろうか。

コンプライアンス専門家の実務書を何冊か読んだが、その回答は見いだせなかった。実務書ではコンプライアンスの考え方、その体制の整備や強化、そのための施策等については事細かく書かれているが、なぜ企業の不祥事は起きるのかについては、あまり納得できる回答は書かれていなかった。

そうなると、本当に日本人の道徳心・倫理観は高いのだろうかと疑問に思ってしまう。これについては外国人の指摘はひとつの事実であるにしても、虚心坦懐に見直してみることが必要ではないだろうか。

この道徳心・倫理観の関係で思いあたることは、日本人の考え方や行動のありかたについては、日本の文化が影響しているということである。たとえば、川島武宜教授の古典的著作「日本人の法意識」（岩波新書、1967年）は、義理人情の文化が日本人の権利意識に影響を与え、その結果日本人は権利主張に消極的であるとの分析をされている。この見解に対しては現在ではいくつかの反論が提示されているが、日本の文化が日本人の考え方や行動のありかたに影響を与えていることは当然のことであろう。義理人情の文化のほかにも日本の文化を形づくるものとして、恥の文化やケガレの文化などが思い浮かぶ。そうすると、日本の文化がコンプライアンスにどのような影響を与えているのかを検討していくことが必要となってくる。

法律との関係でいえば、多くの企業不祥事は法律に違反する行為であり、これは「企業犯罪」と呼ばれることもある。そうすると、そのような違法な行為が行われる原因については、犯罪心理学がなんらかの回答を用意しているのかもしれない。さらに、そのような行為を実行するのは常に人間であることを考えれば、犯罪心理学と限定せずに心理学一般に目を向けて、違法な行為に手を染める人間の心の問題を解き明かすことが必要ではないだろうか。

上記により日本文化と心理学的な知見にもとづきコンプライアンス関係の実務書を批判的に検討することも必要になってくる。もしかすると、日本文化と心理学的な知見から見ると効果の期待できないコンプライアンス体制・施策が提言されているかもしれない。さらには、提言されているコンプライアンス体制・施策はコンプライアンス強化の観点からは、逆効果となるようなこともあるのかもしれない。このような検討をふまえ、あるべきコンプライアンス体制・施策を提言したいと考える。

1. **コンプライアンス違反のケーススタディー**

実際のコンプライアンス違反はどのようにして起こったのだろうか。そして、それについて書かれた書籍では、その原因を日本の文化や心理学とむすびつけて探っているのだろうか。以下では、いくつかの重大なコンプライアンス違反について見ていく。

* 1. **JR西日本の運転士自殺事件、信楽鉄道列車衝突事故、福知山線脱線事故**
     1. **日勤教育**

鈴木ひろみ・山口哲夫「JR西日本の大罪－服部運転士自殺事件と尼崎脱線事故」（五月書房、2006年4月）は、JR西日本で起きた運転士自殺事件、そして大惨事となった信楽鉄道列車衝突事故と福知山線脱線事故の原因は「日勤教育」にあるのではないかとの見解を示している。

日勤教育とは、懲罰的な運転士再教育プログラムのことである。JR西日本では運転ミスをした運転士にはこの日勤教育という教育が課される。運転ミスとは、運行遅れ、停車位置ズレ、機器類の誤操作などである。

教育期間はあらかじめ定められず上司が毎日の教育効果を見て判断し、短いと1日から数日間、長いと数ヶ月にもわたり、100日を超える場合もある。

教育内容は懲罰的である。教育的ではない。たとえば、反省文を何度も何度も書かせる、規則集を書き写させる、一日中ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑに立たされて運転士・車掌にあいさつをさせる・自分が犯したミスの内容を言わせる、便所掃除、草むしりなどである。ﾄｲﾚにいくにも管理職の許可が必要であり、机の位置は管理職に囲まれかつ入退室者からよく見えるところに定められている。そこに座っていれば運転ミスをして日勤教育を受けさせられていることが一目瞭然で分かってしまう。これが何日間も続くことになれば、心理的に耐えがたい屈辱感を覚えることになるのであろう。そのうえで、賞与は減額される。

JR西日本のビルから飛び降り自殺した服部運転士は、50秒遅れという運転ミスで日勤教育が課され、教育4日目に自殺した。このミスは発車時にATSランプが点灯していたことに気づいた服部運転士が安全確認のため指令室と連絡をとり、安全が確認されたのでランプを消灯して発車したが、これらの手順のため50秒遅れとなったものであった。

JR西日本では2000年～2005年で18名が自殺しており、全員日勤教育を経験した運転士であった。

死者107名、負傷者555名の大惨事となったJR西日本福知山線脱線事故は2005年4月25日に起きた。福知山線・尼崎駅の手前にあるカーブに制限速度40kmオーバーの時速110kmで進入し脱線しマンションに激突した。この列車は前の駅でオーバーランのため90秒の遅れを生じていた。この運転士（即死）は以前に日勤教育を受けたことがあり、そのとき「またミスすれば運転士をやめる」との誓書を書かされていた。この誓書が重圧になり遅れをとりもどそうとして猛スピードを出したのではないかと推測されるのである。

なお、2015年3月、大阪高裁で歴代3社長無罪の判決が出ている。

1991年の信楽鉄道列車衝突事故は、信楽鉄道とJR西日本の列車が単線区間で正面衝突し、42名死亡、614名負傷の大惨事となった。原因は、(1)信楽鉄道上り列車は、いつまでたっても青信号にならないため（故障）、手動で青にして進行、なお上りを青にすれば下りは自動的に赤になるが、信号故障で赤にならず、信楽鉄道上り列車は信号故障を知りながら「だいじょうぶだろう」で進行してしまった、(2)一方、JR西日本の運転士は、待避線に信楽鉄道の列車がいないのを知りながら、青信号なので進行してしまった。つまり、信楽鉄道側は信号故障を知りながら「だいじょうぶだろう」で進行し、JR西日本側は目で見た状況を無視して「青信号進め」の規則に盲目的にしたがって進行した結果の事故であった。

JR西日本における事故の遠因は、日勤教育にあったのではないだろうか。（ちなみに信楽鉄道2名他1名業務上過失致死傷で有罪、JR西日本関係者は不起訴となっている。）

* + 1. **日勤教育の問題点**

日勤教育は責任を追及するだけで原因を追究しない。安全対策の本筋は「責任追及」ではなく「原因追及と対策」なのにJR西の経営陣は思考停止で日勤教育を続け、しかも教育内容は懲罰的である。反省文を繰り返し書かせて反省を強いることに教育的効果はないことは、後で述べる岡本茂樹「反省させると犯罪者になります」（新潮新書、2013年5月）が示しているとおりである。

この日勤教育の問題性については、吉村秀實「JR福知山線事故はなぜ起きたのか～企業の病根を検証する」（「予防時報223号2005年10月」日本損害保険協会発刊）が上記著作よりも先に指摘している。この論文では、日勤教育が福知山線脱線事故の原因と指摘しており、責任追及は厳しくおこなうものの原因追及はしないJR西日本の企業体質を批判している。また、日本の鉄道は定時運行にこだわりすぎて安全軽視につながっていると述べている。この点については、私見ではあるが、定時運行について外国との比較で日本の優れた点であるとの考え方が外国在住経験者等から指摘されることがしばしばあり、これがため日本の鉄道会社はさらにより一層その評判を汚さないようにと定時運行に対するこだわりを強くしているのではないかと思われる。

* 1. **JR北海道のトンネル内列車炎上事故と二人の社長の自殺**

2011年9月中島社長自殺、2014年1月坂本社長自殺。吉野次郎「なぜ２人のトップは自死を選んだのか-JR北海道 腐食の系譜」（日経BP、2014年4月）は、利益優先の企業体質が安全軽視となり、これが重大事故を生み、その結果二人の社長がその責任をとって自殺したと分析している。

* + 1. **特急列車トンネル内火災事故**

2011年5月、特急列車がトンネル内で炎上、6両編成の6両が全焼、79人負傷。奇跡的に死者ゼロであった。この事故は全国的に注目されたが、JR北海道では民営化の1987年以降、脱線・衝突・故障運休などの事故が続発していた。2014年まで59件、その内脱線・衝突・死傷・出火という重大事故は32件におよぶ。

この特急列車トンネル内火災の原因は、脱落した部品に車輪が乗り上げて脱線、ディーゼル燃料タンクがこすれて発火ことによる。検察・警察の捜査、国交省の調査が入り、事故から四ヶ月後の2011年9月中島社長は自殺した。なお、本件火災の立件は見送りとなっている。

* + 1. **ATS装置ハンマー叩き壊し事件と貨物列車脱線事故**

2013年9月に二つの事件が発生し、これをきっかけにJR北海道は国民の批判にさらされた。事件の一つは、運転士のATS装置の操作ミスで列車が非常停止したが、その運転士はATS装置の故障を原因と装うためハンマーで運転席に設置されているATS装置を叩き壊したというものである[[1]](#footnote-1)。もう一つは、貨物列車の脱線事故であった。これをきっかけに国交省が立入り検査したところ、保守データの改ざんが発覚、国交省から業務改善命令が出された。この保守データはレール幅のデータなどであったが、レール幅が基準値を超えて広がっていれば当然脱線の可能性がでてくる。このデータの改ざんは、安全軽視もはなはだしいものである。

このようなことからJR北海道は国民の批判にさらされ、事故から四ヶ月後の2014年1月、坂本社長は自殺した。

* + 1. **利益優先、安全軽視**

JR北海道でのたび重なる重大事故と二人の社長の自殺は、利益優先・安全軽視の企業体質にあったと思われる。

民営化でJR北海道は独立したが、その当初から構造的に赤字体質であった。現在の鉄道収入は800億円程度であり、JR東日本の鉄道収入1兆8千億円に比べると、その事業規模の小ささに驚く。しかも、貨物列車が多いため、客車よりも重量のある貨物列車で線路が損傷しやすいという構造的な問題をかかえている。これは当然、線路の保守コストを増大させる。保守予算はつねに不足し、保守要員も必要以上に削減され、満足な保守ができていない。

これに加えて、経営と労働組合の対立という問題がある。また、国鉄時代から続く複数の労組どうしの対立という問題もある。経営側は労組の反発をおそれてやるべき安全対策（酒気確認など）をおこなえない。労組どうしの対立で職場の人間関係はギスギスしたものとなっており、保守部門は予算・人員の増加要求が受け入れてもらえないことから、あきらめムードが漂っていた。保守部門はレール幅が少しくらい広がっていようが、釘が緩んでいようが補修しないでデータをごまかした。その結果、事故が多発した。

経営者は事故続発に事故慣れして「ゆで蛙状態」になったのであろう。その結末は、社長二人の自殺となった。

* 1. **海自・護衛艦「たちかぜ」いじめ自殺事件**
     1. **事件の概要**

2004年10月、T一等海士(21)は京急・立会川駅で飛び込み自殺、遺書に上官の佐藤二等海曹(34)を名指しして「絶対に許さない」「呪い殺してやる」などのうらみの言葉を残していた。

以下において、大島千佳「自衛隊の闇」（河出書房新社、2016年4月）にもとづき、このT一等海士自殺の背景を探っていく。

まず、自衛隊員の自殺件数の多さに驚かされる。2004年100人、2005年101人、2006年101人。自殺率（2006年）で見ると、自衛隊10万人あたり38.6人であり、国家公務員23.1人であることから自衛隊員の自殺率が際立って高いことがわかる。

遺書で名指しされた佐藤二等海曹は、艦内電測室で繰り返しTを含め数人の部下の身体にガス銃（もちろん「玩具」の類である）でBB弾を撃ち当てる、殴る、蹴るなどの暴力をふるい、かつ脅迫によりわいせつ画像DVDを数万~十数万円で買わせていたという。艦内にガス銃を持ち込んでいることを知った上官は佐藤二等海曹に持ち帰るよう注意したが、佐藤二等海曹から「訓練に必要」と反論され黙認した形になっていたとのことである。「訓練に必要」と反論する佐藤にも驚くが、この上官の黙認には唖然とするほかはない。本物の武器が日常の中にある自衛隊員の特殊な感覚なのかもしれないが、佐藤もその上官も「職場」にガス銃という玩具が持ち込まれていることに対してあまりにも無神経といわざるをえない。Tの背中に多数のアザがあるのを入浴中に同僚が見ており、Tの顔面にも複数のアザがあるのを見た者がいる。ちなみに、他の被害者いわくガス銃で「撃たれたらほんとうに痛い・・・当たったら直径1~2センチぐらいの青アザがバッと出て、血がにじむ・・・」とのことである。

遺書で佐藤二等海曹は名指しされ、Tの憎しみの言葉の対象と明示されたにもかかわらず、海自はTの自殺と佐藤の暴行とのあいだに因果関係を認めなかった。この問題は、裁判に持ち込まれることになった。母親とTの姉が国に対して損害賠償請求訴訟を提訴（父親は自殺後数年で病死）、2011年1月、横浜地裁は暴行に対する慰謝料440万円を認めたが、自殺を予見するのは困難とのことで海自側の安全配慮義務違反を否定した。原告・母親とTの姉は控訴し、2014年4月の控訴審判決では海自側の安全配慮義務違反を認定、母親とTの姉に合計で約7,300万円の損害賠償を命じた（判決確定）。

なお、2005年1月、佐藤は刑事裁判で有罪となり懲戒免職となった（ただし、Tへの傷害は被害者死亡で立件されず）。

* + 1. **裁判の経緯と争点**

裁判の経緯と争点は、以下のとおりである。

海自による証拠隠滅の動きがTの自殺直後にあったことが疑われている。それは、Tの自殺直後、海自隊員と思われる人物がTのｱﾊﾟｰﾄに行き大家さんに鍵を開けてもらい部屋から何かを持ち去った疑いがあることである。海自は否定するも、一説では自衛隊ではいつもの事で自衛隊側に不利な証拠隠滅のためと言われている。

海自はTの自殺を受けて、Tの自殺原因を調査すべく調査委員会を設置し、(1)乗組員190名にｱﾝｹｰﾄ調査、(2)その内67名と面談調査、(3)面談で得られた供述をもとに「答申書」が作成された。なお、海自によれば「自殺原因報告書」は作成されなかったとの説明だったが、のちにその存在が判明した。

海自はTの両親に調査結果として「佐藤の暴行等が原因という隊員の供述はなかった」ことを報告した。両親はこの報告に納得できず海自に対し答申書とｱﾝｹｰﾄ回答票の開示を請求したが、開示された答申書は9割以上が黒塗りであった。その理由は「防衛機密」とのことであり、回答票は「廃棄済み」とのことで不開示であった。

母親とTの姉は国に対して損害賠償請求訴訟を提起した。

訴訟における海自の主張は以下のとおりであった。

(1)Tに対し行き過ぎた指導はあったが、同様の被害を受けた複数の者が自殺していないこと、Tは欠勤せず勤務していたことから行き過ぎた指導がT自殺の原因ではない。

(2)Tには約二百万円のサラ金の借金がありこれが自殺の原因と考えられる。

横浜地裁判決は自殺についての慰謝料は否定した。理由は「海自側に自殺の予見可能性なし」、つまり海自側に安全配慮義務違反なしとのことであった。

一審判決後、海自から内部告発者が出た。告発者は海自の元･本件訴訟担当の三等海佐（46）。この三佐は、(1)本件訴訟担当のときに情報開示担当者から呼び出しを受け「ｱﾝｹｰﾄ回答票は破棄したことにして請求者に不開示と回答するので承知おき下さい」との趣旨のことを聞いた、(2)その後、訴訟関係資料を収集・整理する過程で箱ファイルに数百枚の回答票があることを知ったとのことであった。このようなことから三等海佐は、回答票は隠ぺいされていると知り、控訴審裁判所に陳述書を提出し、原告側の証人として証言して隠ぺいを明るみに出したのであった。

なお、三佐は陳述書提出の前に、本件法務官に二度（別人）、隠ぺいは正すべきと進言したが聞き入れられなかった。

一審・二審において、海自側は徹底的に知らぬ・存ぜぬ・記憶にないを繰り返した。たとえば、

(1)Tの上官（複数）はTに対する暴行・いじめなど知らない・聞いてない・見ていないと証言。

(2)情報開示担当者（退官）は三佐を呼び出したこと・会話したことなど「記憶にない」と証言。

(3)海自の訴訟担当者は「箱ﾌｧｲﾙにとじられたｱﾝｹｰﾄ回答票なんて見たことない」と証言。

海自は徹底して「組織防衛大作戦」を展開した。

日本人の自我は身内ともたれ合う自我なので、身内を守るためのウソには罪悪感を感じにくい精神構造（甘えの構造）になっているのであろう。

後日、海自はｱﾝｹｰﾄ回答票を「発見した」と記者会見で発表した。「個人ﾌｧｲﾙに綴じられていて気づかなかった、隠ぺいではない」とのことである。これを犯罪心理学的に解説すると、一度ウソをつくとウソを隠すためにまたウソをつかなければならなくなり、自分のウソに追い詰められて白状することになる、しかし人間は自分のウソを正当化するためにまたウソをついてしまう、つまり自我の受傷を最小にしようとするのである。

三佐の証言後、海自は三佐への報復を開始した。三佐に対して「行政文書の管理不適切」を理由に懲戒処分の手続きを開始したのであった。この「行政文書の管理不適切」とは、(1)「三佐はｱﾝｹｰﾄ回答票を知りながら隠ぺいした」という理屈であり、(2)陳述書にｱﾝｹｰﾄ回答票の存在を示す内部資料を添付していたがこれは秘密漏えいにあたるという理屈であった。海自は当初これを内部告発とは関係ない単なる「文書管理の問題」と主張していたが、その後手続きは取り消された。

三佐は在職中に予備試験から司法試験に合格し弁護士資格を取得した。三佐は法務部門への異動を希望するが、部隊司令官より「どの部門も受け入れを拒否している、内部告発は組織人として不適切、そういう人間を受け入れる部門はない、組織人として海自側に立たないと異動希望は通らない」趣旨の発言があった（三佐のﾏｲｸﾛ･ﾚｺｰﾀﾞｰによる録音あり）。この部隊司令官の発言は、正義よりも身内優先のムラ社会の論理まる出しの発言で非常に興味深い。

* 1. **オリンパス不正経理事件**

山口義正「サムライと愚者－暗闘オリンパス事件」（講談社、2012年3月）にもとづき、事件の概要を以下に述べる。

事件の発覚は、社員からマスコミへの情報提供であった。その経緯は、以下のとおりである。オリンパスは2010年以降業績悪化、2011年4月、経営手腕をかわれてｵﾘﾝﾊﾟｽUKの英国人社長を本社社長に抜擢した。直後に経理部員による雑誌「FACTA」への情報提供で「ｵﾘﾝﾊﾟｽの不正経理疑惑」が記事として掲載された（本書著者による記事）。英国人社長はその真相を解明しようとしたが会長（前の社長）一派とのバトルになり、就任からわずか6ヶ月後には取締役会にて代表取締役解任動議が可決、会長が代表取締役社長に復帰するというﾄﾞﾀﾊﾞﾀ劇があった。不正経理疑惑の続報もあり、株価は急落、追い詰められたｵﾘﾝﾊﾟｽは不正経理を認めた。前社長その他は逮捕・有罪となった（なお元・野村証券の外部ｺﾝｻﾙも逮捕・有罪となった）。

なお、本件の関係で2012年7月、新日本/あずさ監査法人は「監査不適切」として金融庁から業務改善命令が出た。

オリンパスのおこなった不正経理は、有価証券評価損を「飛ばし」てのれん代に姿を変え、そののれん代を20年償却して損失をｿﾌﾄﾗﾝﾃﾞｨﾝｸﾞさせる、というシナリオである。

オリンパスが不正経理に手を染めた背景には、ﾊﾞﾌﾞﾙ期(1986-91年)の株式投資の失敗がある。M&Aで株式投資したものの、ﾊﾞﾌﾞﾙがはじけて相場は下落、かつ株式の評価方法が取得原価方式から時価評価に会計ﾙｰﾙが変更されたため、巨額の評価損が出た。業績悪化を恐れた歴代社長その他役員・幹部は、不正取引・不正経理を実行して損失隠しを続けたのであった。

いやなモノを隠すのは、日本の文化なのだろうか。「臭い物に蓋をする」という慣用句もある。この点については、さらなる研究が必要である。

* 1. **国際通信３社間の国際電話料金についての協議**

以下は、筆者本人の記憶にもとづく国際電話料金についての料金協議の概要である。

国際電話のKDD一社独占体制は1989年10月1日、国際デジタル通信（IDC）と日本国際通信（ITJ）による国際電話ｻｰﾋﾞｽの開始により終焉を迎えた。参入にあたりIDC･ITJの２社はお互いに「1989年10月1日に国際電話ｻｰﾋﾞｽ開始」であることは知っていたものの、申請料金がいくらになるのか動向がつかめなかった。すでに国内ｻｰﾋﾞｽに参入していた国内電話会社３社（日本ﾃﾚｺﾑ/第二電電/日本高速通信）がNTT料金の20円安で料金設定していたことからIDC担当部門（経営企画部）も対KDD20円程度の料金差でｻｰﾋﾞｽ開始するのが適当かと考えていた。しかし、ITJの意向が不明のためIDCはなかなか具体的な料金を決められずにいた。ITJも同様の状況だった。

そこで、2社の担当役員（二人とも元郵政省）が連絡を取り担当者間で申請料金のすり合わせをすることになり、その結果、2社同一の料金で8月初旬？に認可申請した。申請日は同日で申請時間はITJ先・IDC30分後だった。

IDCは帰社後、ITJが発表したﾌﾟﾚｽﾘﾘｰｽを見て驚いた。数か国向けの国際公衆電話料金がITJのほうが安かったからである。原因は端数処理が異なったためであった（6秒単位料金を10円単位の秒数制に変換するときの端数処理）。そこで、IDCは急きょ郵政省に頼み込んで料金変更の申請をさせてもらった。その結果、ｻｰﾋﾞｽ開始時点では2社同一料金となった。

その後2社は何度か値下げをしたが、事前に料金表を交換し申請料金が完全に同一であることを確認した。申請のﾀｲﾐﾝｸﾞはIDC･ITJ交互に1日遅れで申請し「他社追随値下げ」の形を作った（ｶﾙﾃﾙ隠し）

なお、KDDはほぼ毎回、2社の料金に対してさらに安いor同一料金を申請したため、IDCとITJはそれぞれ個別にKDDに対して「値差」を認めるよう要請･協議したが、KDDの同意はえられなかった（ｶﾙﾃﾙ不成立）。

ITJやKDDとの協議は料金だけに限らず、通信ｻｰﾋﾞｽに関する約款の改定の際にも協議していた。３社で改定文言を協議し、同一文言で認可申請していた。これは、郵政省から３社に対して規制緩和の指導があった場合や滞納者ﾘｽﾄの３社交換など３社共通の問題について３社で改定文言を協議した場合であった。

当時、IDC担当部門において独禁法遵守の意識は低かった。そのGLは違法の可能性は認識していたものの、料金協議をしなければ自分の仕事に大きな支障が出ることもあり、深刻な懸念をもっていなかった。ITJと「国際電話料金は大幅値下げが続いているので公取は目を付けないだろう」などと話した記憶がある。

違法行為の実行･継続の背景･原因としては、(1)社長以下関係役員の了解があり、協議の実務責任者は担当役員・部長であったのでGLは法的責任が問われたとしても軽微であろうと考えていた。「赤信号みんなで渡ればこわくない」の集団心理であったように思われる。(2)約款の改定文言でも３社協議しており、またﾄﾗﾌｨｯｸ･ﾃﾞｰﾀの３社交換もおこなっていたので、３社間の協調が普通のことに感じられていたため、料金協議もそれほど「不適切なこと」とは感じられなくなっていた。ゆでカエル状態にあったということであろうか。

* 1. **三菱自動車リコール隠し事件**

週刊エコノミスト編「三菱自動車の闇　スリーダイヤ腐食の源流」、小林秀之「裁かれる三菱自動車」（日本評論社、2005年6月）

* 1. **フォルクスワーゲン排ガス不正事件**

フォルクスワーゲン排ガス不正事件の概要は、以下のとおりである[[2]](#footnote-2)。

まず、この事件の原因をひと言で言えば、同族企業のワンマン経営者が恐怖政治をおこなう中で部下が「できません」と言えず、やむなく不正ソフトを使用してしまったという事件である。起こるべくして起こった事件といえよう。

フォルクスワーゲン（VW）はポルシェ家とピエヒ家の同族支配企業である。議決権の過半数は両家の持ち株会社が所有し、第二位の大株主（20%）は州政府である。創業家ポルシェにピエヒ家の娘が嫁入りして両家の結びつきができた。

フェルディナンド･ピエヒは1993年から2002年までCEOを勤め、2002年から2015年10月まで監査役会会長としてVWを22年間にわたり支配しつづけた。なお、ドイツにおける監査役会会長は、日本とは異なりCEOの任命権がある。F. ピエヒは、偶然にも排ガス不正発覚（9月18日）の直前に辞任している。

F. ピエヒの経営スタイルは、恐怖による支配である。脚注に掲げる参考文献の著者･熊谷は「権威主義的」と表現している。すなわち、(1)衆人環視の中で管理職をつるし上げにする、(2)無能という理由でクビにする、重役を解任する、(3)「何らかの理由で課題を達成できませんと言ってくるのはやめろ。解決方法だけをもってこい」と命令する。これにより従業員を畏怖させ、ピエヒその他の上司の命令に対して部下はノーと言えない空気を社内に作りだした。これが排ガス不正ソフトの使用につながった。

不正発覚の発端は、米国カリフォルニア州の環境保護団体であった。この環境保護のための研究機関ICCTは、欧州製ディーゼルエンジン車のNOx排出量が米国の厳しい規制値をクリアしているので、それを実際に測定してEUに対してEUの規制値も引き下げるべきと主張しようと考えた。このため2013年5月、ディーゼル車のVW製「ジェッタ」と「パサート」を路上走行で排気ガス測定をおこなった。試験結果を見て驚いた。NOxについては、ジェッタは上限値の15-35倍、パサートは5-20倍もの値を示していた。ICCTはカリフォルニア州環境保護局に通報、環境保護局はVWへ説明を要求した。何度かのやり取りののち、2015年9月18日環境保護局は、VWによる排ガス不正ソフトの使用を公表した。

VWが排ガス不正ソフトを使用した背景にはディーゼルエンジンの特徴がある。まず、(1)燃料の軽油はガソリンより安いことである。日本での価格だが軽油1リッター91円に対してガソリン117円（ﾚｷﾞｭﾗｰ）である。欧州は燃費重視でﾃﾞｨｰｾﾞ車に人気がある。次に、(2)高圧縮で高温をつくり、そこに軽油を噴射して燃焼させるため必然的にNOxが増加するが、NOx低減のため低温燃焼にするとNOxは減少するもCO2は増加してしまう。(3)しかもディーゼルエンジンは高圧縮のため頑丈に作る必要があるのでそもそもコスト高であり、NOx除去装置を取り付けてNOxを低減させるとさらにコスト高になってしまうという問題がある。また、(4) NOxを低減させるために排気ガスを除去装置に通すとエンジン出力が落ちて燃費が低下するという問題がある。

2005年、ピエヒCEOはこのようなディーゼルエンジン車「ジェッタ」と「パサート」を米国市場に売り込んでいくため、米国市場攻略の大号令を発した。VWの2005年米国シェアは1.8%、トヨタは16%、米国では軽油価格はガソリンより高いのでディーゼルエンジン車は人気がなかった。その米国市場を攻略しようというのである。

このように見てくると、VWによる排ガス不正ソフトの使用は、必然的な結末であったように思われる。

1. **日本の文化とコンプライアンス**
   1. **武士道**

武士道の精神は、現代人のコンプライアンス意識に影響を及ぼしているのではないだろうか。

俵木浩太郎「新・武士道論」（ちくま文庫、2006年7月）にもとづき、武士道の終焉がどのように日中戦争・太平洋戦争にむすびついていったのか、および福沢諭吉と新渡戸稲造の武士道に対する考え方を見ていく。

* + 1. **武士道の終焉から日中戦争・太平洋戦争へ**

武士道の終焉の始まりは、高杉晋作の奇兵隊であった。農民･町人主体の奇兵隊が幕府の正規兵に勝ったのである。その後明治2年に廃藩置県により封建君主制は消滅し、君･臣の関係を規律する武士道はよりどころを失った。明治6年には徴兵制が布かれ、庶民が武士にとって代わって武力の担い手になった。明治9年の廃刀令により武士の魂である刀が禁止され、明治15年には軍人勅諭[[3]](#footnote-3)が制定され、この軍人勅諭が武士道の消滅をすすめた。なぜなら軍人勅諭では、「文武両道」の「文」が欠落し、「文武両道」が武士の理想であったにもかかわらず、「知性」を軽視する軍人を生みだした。これが諜報活動の軽視につながり、「情報なしの精神のみ」という観念的精神主義におち入って日中・太平洋戦争に突入していった。かつて武士の「文」の大部分は四書五経（論語・大学・中庸・孟子・以下略）が担ったが昭和の軍人にはこの「文」が欠落していた。

真珠湾奇襲（昭和16年12月8日）を指揮した山本五十六は、その直後の書簡で成功した奇襲攻撃について「敵の寝首をかいたとて武士の自慢にはならない」といっており、元・武士の家に明治17年に生まれた山本五十六には「奇襲いさぎよしとしない」武士道が生きていた。

明治43年の潜水艦沈没事故で艦長・佐久間大尉がのこした遺書には、軍人と天皇の家族的結びつきが見られる。すなわち、「謹ンデ陛下ニ白ス　我部下ノ遺族ヲシテ生活ニ窮スルモノ無カラシメ給ワラン事ヲ・・・」と大尉が天皇に直接宛てた遺書を書いているのである。これから30年～35年後の第二次大戦中であれば、大尉という下級軍人が天皇に直接モノ申すことなどできなかった。明治43年当時は、まだ軍人勅諭が描くところの「軍人と天皇の家族的結びつき」が残っていた。すなわち、軍人勅諭いわく「朕は汝らを股肱（手足）と頼み、汝らは朕を頭首と仰ぎてその親は特に深かるべき」なのである。これがしだいに「官僚組織」に変化し、天皇は軍事官僚組織の頂点としての天皇に変化していった。つまり、官僚組織の論理が武士道を駆逐していったのであった。

* + 1. **福沢諭吉の武士道**

福沢諭吉（1835-1901年）は元・奥平家家臣、「武士道」の本質を「やせ我慢」ととらえ、西郷隆盛の西南戦争（明治10年）における身の処し方を評価した。つまり、負けるとわかっていながら仲間を裏切れず、専制的政府に反抗する戦争を起こし最後は割腹自殺した。福沢はここに武士道を見たのであった。

その一方、福沢は、幕臣から明治政府の高官についた勝海舟（1823-1899年、海軍卿、元老院議官、枢密顧問官他）と榎本武揚（1836-1908年、逓信・外務・農商務大臣他）を批判した。出所進退にはいさぎよい武士の精神が大切であり、やせ我慢するのが武士ではないのかとの批判である。なお福沢は、勝とは咸臨丸渡米以来の旧知の仲であり、榎本とはその助命に力を貸した恩人の立場にあった。

福沢が尊ぶ武士道の倫理は非実利的な倫理である。たとえば、「やせ我慢」とか「強きをくじき弱きをたすける」などである。その一方で福沢は、経済社会発展をおしすすめようとした功利主義的思想家の面ももつ。この相反する二面性は、武士道精神＝高い倫理性をもった者が経済社会を担っていくべきという考え方として矛盾なく結びついている。これはﾏｯｸｽ･ｳｪｰﾊﾞｰの「ﾌﾟﾛﾃｽﾀﾝﾃｨｽﾞﾑの倫理と資本主義の精神」に通じるものがある。（なお、福沢は同書発刊の三年前に死去しているので、福沢は同書を読む可能性はなかった。）

* + 1. **新渡戸稲造の武士道**

「武士道」を著わした新渡戸稲造（1862-1933年）は武士の家に生まれたが、武士道は消えゆくものと悲観的に見ていた。なぜなら武士道は武士階級の「階級精神」であって、ﾃﾞﾓｸﾗｼｰの進展により武士階級は消滅する運命にあり、したがって武士道も消滅すると見ていた。

新渡戸は江戸から明治になって功利主義と唯物主義が支配的な倫理思想になると懸念していたが、これに拮抗すべき倫理思想はキリスト教のみと考えていた。新渡戸自身はｸｴｰｶｰ教徒（ﾘﾍﾞﾗﾙなｷﾘｽﾄ教の一派）であったが、日本におけるｷﾘｽﾄ教の布教は困難と考えていた。その理由は(1)日本人はすでに儒教思想にもとづく高い倫理性をもっていること、(2)ｷﾘｽﾄ教の倫理体系は「罪」を認めてその「赦し」を求めることだが、儒教思想とは異質な思想であること、(3)外国人宣教師は日本の儒教思想や歴史的背景を学ばずに布教しようとしているため、これではｷﾘｽﾄ教布教は困難であることであった。このような背景があって、新渡戸は武士道の倫理性に期待していたものの、新渡戸は武士道を消えゆくものと見ていた。

しかし、著者いわく、武士道が階級精神だとしても普遍性があれば階級と時代を超えて生きのびる、武士道もしかり、「論語」という二千数百年前の人物の言行録は現代でも生きているのである。

* 1. **仏教**

仏教は、日本人の倫理観に影響を与えているのではないだろうか。いくつかの文献でそれを探った。

* + 1. **職業倫理について**

文京女子大教授･宗教学者の池田燁子「日本人の職業倫理」（有斐閣、1990年5月）は、宗教と職業倫理の関係を説いている。

キリスト教の根底にあるものはヘブライズムであり、この考え方においては労働は神に背いた罰としての苦役である。これに対してプロテスタントは、日常生活での仕事・義務の履行は神から与えられた使命と考えた。なぜなら社会は神が創造したものであって、その社会でやるべき仕事・義務をきちんとやることが神の意志に沿うからである。つまり勤勉であれば救済されるということである。

日本では、空海・最澄が仏教を中国から輸入し、修行して悟れ＝自分の中に仏があるのを知れと説いた。この実行は、なかなかむずかしい。鎌倉時代になって中国仏教は日本化されて現実的な在家成仏思想が出てきた。つまり日常生活の中で働いて仏の恩に報いなさいという報恩の考え方である。仏の恩には四つの恩があり、①父母の恩、②衆生の恩、③国王の恩、④三宝の恩である。この恩に報いるために勤勉でなければならない。勤勉であれば成仏できるという思想になっていった。

江戸時代になると戦がなくなって武士の存在意義（軍事と行政）が半分なくなった。そこで武士は、欠落した半分を埋めるため精神性を高めていった。ではどういう方向性で精神性を高めたか。最上位の身分にある者としての倫理性を高めていったのである。これが武士道となった。武士も職業なので武士道は職業倫理であり、プロテスタントの倫理に通じるものである。その一方で「武」に関する鍛錬が精神性と結びついていった。すなわち剣道、弓道、なぎなた道、柔道、空手道、などである。

庶民の職業倫理の根っこは律令制のもとでの「座」（同業者組合）にあり、銀座、材木座、油座、などの座は天皇皇族や貴族、寺社に支配されていたので、座に所属する商人はプライドをもっていた。と同時に、その商業活動は宗教活動でもあったため倫理性が求められていた。

西欧でも同じような状況であった。教会や修道院の建設にたずさわる職人は神のためのものを作っているというプライドをもっていたのである。

* + 1. **仏教における極楽浄土と神道、そしてｷﾘｽﾄ教の天国**

仏教の極楽浄土は、一言でいえば視覚的・聴覚的に「清浄で美しい」ところであるようだ（7.21大草さん報告）。これを聞いて二点思いあたることがあった。

一つは、神道に通じるものがあるということである。文献によれば神道は穢れを嫌い、沐浴･潔斎･禊ぎ･祓いで身体を清潔にするのが基本とのことである。神社の境内は通常は掃き清められており、礼拝する前に水で口をすすぎ、社殿の床はよく磨かれており、神主・巫女の衣装は清潔感のある白が基調である。仏教の極楽浄土の「清浄で美しい」ところと重なる部分があるように思われる。これは、日本の文化とどのような関係があるのだろうか今後さらに研究が必要な点である。

二つ目はキリスト教の天国との対比である。仏教の極楽浄土をキリスト教の天国と比較すると見えてくるものがある。キリスト教の天国とは（諸説あり）、「神が直接統治する国」という意味であり、全知全能の神が統治する天国では完全な正義が実現され、不公平や不平等、不正がない、神に選ばれた正しい人だけが死後に天国にいける、天国にはわざわい・悪行・苦難・悲しみなどは存在しないとのことである（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄから）。要するに、天国は「あらゆる行為が倫理的に行われる」ところであり、「清浄･美」は考慮されていない。その一方、極楽浄土は「清浄で美しい」ところであり、「倫理的であること」は考慮されていない。そうすると、日本人は「清浄･美」を重んじ、「倫理的であること」を軽んじる傾向があるのだろうか。さらに研究が必要である。

* 1. **神道**

神道も日本人の倫理観に影響を及ぼしているように思われる。いくつかの文献からそれを見ていこう。

まず、宗教学者･山折哲雄「さまよえる日本宗教」（中公叢書、2004年11月）は、日本における内部告発について以下のように指摘する。

近代西欧の人間観は「疑う人間」であり、人間性悪説からホップスの「万人に対する万人の闘争」という考え方が出てきた。この性悪説にもとづいた社会を一つにまとめるには、唯一絶対的な神（超越神）という存在が必要だった。神は混乱の中の絶対的な中心点、そういう神と人間が信仰で結ばれるとき神との約束という考えが出てきた。すなわち、信仰という約束をやぶったら天罰を加える＝契約違反したら違約金を払えという契約の考え方と同じである。現在の西欧は契約社会であるが、日本社会には八百万の神がいて、そういう神に対する信仰からは約束・契約という考え方は出にくい。なぜなら、神はどこにでもいるのである。神は無数にいるのであり、人間と一対一の関係になりにくいのである。こういう社会をまとめるには、性悪説ではまとまらない。ではどうするか、人間はそもそも信頼しうる存在だと思うよりほかになかったのである。こういう日本社会（組織・集団）において最悪のおこないは社会（組織・集団）の信頼を裏切ることである。だから日本では内部告発がうまく機能しない。内部告発を促進するための法律を作らざるをえなかった。しかし、法律を作っても告発者に対して意に沿わない異動＝違法とまでは言えない異動がおこなわれたりしている。組織に対する裏切りは、日本の文化では悪とみなされてしまうのである。

次に、奈良大教授･万葉集学者の上野誠「日本人にとって聖なるものとは何か　神と自然の古代学」（中公新書、2015年1月）は、日本の多神教文化について言及している。

神道は多神教であり、山川草木すべてが神となり神が無限に生まれる文化である。糞尿からも神が生まれ（肥料を象徴している）、神は嫉妬し過ちも犯す。多神教の文化では神という絶対的な存在も相対化されているのである。善と悪も相対的なものと考えられており、家庭人と組織人の倫理観が異なったり、清濁あわせ呑むことが評価されることなどにこれが見られる。

八百万の神は身近な存在であることから、神と人間の区別があいまいで、乃木希典、東郷平八郎などの単なる人間が「神」になってしまう。また、死者と生者の区別もあいまいで、死者に食べ物をそなえたり、「ご先祖様に顔向けできない」と言ったり、「ご先祖様が草葉の陰で泣いている」などとあたかも死者が生きているような感覚で言葉が表現されることがある。

多神教ではすべてが神となりうることから、すべてに感謝する道徳が重んじられる（米粒ひとつに感謝するなど）。

多神教の日本文化の特徴は、「ポリシーがない、節操がない、いいかげん」。言い換えれば、「一つの考え方にこだわらない、柔軟な思考、良いものなら取り入れる」という柔軟性になる。

次の文献は、小説家によるやややわらかい内容のものである。豊田有恒「神道と日本人　いいかげんな神々がつくった二千年の行動原理　新版」（ﾈｽｺ、1994年6月）は、神道は日本人の行動原理に影響を与えているという。

神道は教典がなく、教義もなく、タブーもほとんどない（性のタブーなし、身なり・食事のタブーなし、婚姻離婚の決まり事なし）。だから正当/異端あるいは真/誤などの二者択一を迫る考え方が存在しない。神道は布教ということをしない（イスラム教も布教しないが、信仰は子・孫に受け継がれ脱退禁止なので信者は自然と増えていく）。古事記の神の誕生神話に出てくる神々は、糞尿から生まれたり目や鼻を洗ったときに生まれたりと誕生の経緯がいいかげんであり、神はご利益がなければ乗り換えられてしまう弱い存在である。

こういう神道の考え方は、日本人の基層的な考え方に入り込んで日本人の行動原理に影響を与えている、すなわち、日本人は信念を持たない・貫かない、だから歴史上の人物で信念を貫いて死んだ人は戦国時代のキリシタン信者くらいしかいないのではないだろうか。信念をもたないので、集団での意思決定が他人の顔色を見て決めるからことになる。したがって、意思決定が遅い。

**ひと口コラム**

神道において死後の世界とは、どのようなところと考えられているのだろうか。インターネットと図書館の書籍を調べたら、以下のようなところのようである。

「高天原」（ﾀｶﾏｶﾞﾊﾗ）は天上にある神々の国であり、天国のような死者がいく死後の世界ではないようだ。相撲力士がシコを踏むのは地下にひそむ悪霊を鎮めるためだが、地下に地獄のような死後の世界があるとの考えはないようである。

神道の葬式は、神社ではおこなわれない。死はケガレなので、ケガレをきらう神社では葬式をしないのである。死をケガレと考えるのは、死体が腐敗することからそのように考えたといわれている。古事記の中の神話では、「黄泉（ﾖﾐ）の国」にいる死んだ妻のｲｻﾞﾅﾐﾉﾐｺﾄからウジがわいている様子が描かれている。

神道の葬式は、死者の霊を家にとどめて家･子孫の守護神にする儀式である。神道という多神教の世界では、死者の霊が守護神として自宅に居続けると考えるので、死者を身近に感じ死者を生きているような感覚で扱うことがある。リオ・オリンピックで金メダルをとれなかったﾚｽﾘﾝｸﾞの吉田沙保里は、敗戦の弁として「お父ちゃんにおこられる」と言った。吉田にとっては、前年に亡くなった父親があたかも生きているかのような存在として感じられているのである。

神道では仏教やキリスト教とちがい魂の救いや死後の安息を願うことはない。どんな人間でも神道で葬式をすれば死者の霊は守護神になるようである。したがって、ことさら「魂の救い」を願う必要がないのであろう。悪事をすると死後に何かしらの不利益や苦痛を受けるという考え方は、どうも神道では見あたらないようである。

* 1. **言語学からの示唆**

言語学から日本の文化について示唆を受けることがある。日本の文化は日本人の思考・行動様式に影響を与え、ひいては日本人の倫理観にも影響を及ぼすことがある。

* + 1. **ウチとソトを峻別する文化**

牧野成一「ウチとソトの言語文化学－文法を文化で切る」（アルク、1996年12月）は、言語学からウチとソトを峻別する日本の文化を分析したものである。ちなみに、著者の牧野成一は早稲田大学・東京大学卒業ののち米国イリノイ大学を経てプリンストン大学教授・名誉教授になった言語学者である。

日本人は、ウチとソトを峻別するのが好きである。様々な例をあげることができる。

自分の家（いえ）のことを「ウチ」という。家のまわりを塀で囲みウチとソトの境界をはっきりさせる。米国のTVドラマに出てくる家にはほとんど塀がない。

ウチから出ていくとき、あるいはソトから帰ってきたときに言う挨拶ことばがある（いってきます、いってらっしゃい・ただいま、おかえりなさい）。自分の勤めている会社（ウチ）から社外のどこか（ソト）に行くときも同様の挨拶ことばをいう。欧州諸言語に類似の挨拶ことばはない。

ウチ空間を構成するのは、「わたしとあなた」である。このウチ空間における「わたし」と「あなた」を表す単語が日本語には豊富にある。たとえば、わたし、わたくし、ぼく、おれ、うち（関西弁）、拙者、我、みども、わらわ等々であり、あなた、君、おまえ、てめｴ、お手前、おまえ様、貴殿、貴方、そち、あんさん（関西弁）等々である。これに対して三人称（ソトの人間）を表す単語は、やまと言葉には存在せず、明治時代に作られた「彼」と「彼女」があるのみである（複数形は「彼ら」、「彼たち」、「彼女ら」、「彼女たち」）。

われわれは、節分の豆まきのときに「福はウチ、鬼はソト」と言う。鬼はウチにいては困るが、ソトにいるならいてもよいということである。西洋の悪魔は存在自体が忌み嫌われる。日本人にとってソトはかかわりのない世界なので、鬼もソトにいるならいてもよいということである。

ウチ・ソトの文化は単にウチとソトを峻別するだけでなく、ウチとソトを峻別することから様々なことが派生する。たとえば、

* ソトの目（世間体）を気にする。ウチの目は仲間の目なので気にならないが、ソトの目は他人の目なので気になるのである。
* 室内服と外出服の差が大きい。室内ではｼﾞｬｰｼﾞを着ている若者も外出するときは高級ﾌﾞﾗﾝﾄﾞもので身を固める。毎日ダークスーツできめているサラリーマンも休日の服装には気をつかわない人が多い。
* ソトのものを小さくしてウチの中に持ち込もうとする。盆栽、盆景、盆石はまさに日本を象徴する文化である。
* ウチに持ち込んでよく見ようとするため視覚を重視する。飲食店の食品サンプル、アニメ文化など。
* 外国語（ソトのもの）を学習する場合、視覚＝読み書きを重視する、聴覚＝話す聞くを軽視する。日本の伝統芸能で音楽は未発達だが浮世絵･日本画は世界的に評価されている。これは日本の文化が視覚重視・聴覚軽視のためかと思われる。

日本人は、ウチの人間どうしの連帯意識が強化されやすく、その一方でソトの世界に対して関心がうすい。つまり、ムラ意識・ムラ社会である。世間の目は気にするが世間に対して関心がうすいのである。このウチ向きの連帯意識の強さは、企業においては不祥事の温床になりやすいのであろう。また不祥事が露見した場合、ウチ向きの連帯意識は組織防衛のための隠ぺいに走る傾向があるのではないだろうか。

* + 1. **対象依存型の言語的自己規定**

対象依存型の言語的自己規定について、言語学者・鈴木孝夫[[4]](#footnote-4)の考えを見ていこう。以下は、「ことばと文化」（岩波新書、1973年5月）の第六章の一部の要旨である。

日本語における家族内での人称の使われ方には、以下のような法則がある。

* 相手の存在を前提とした相対的自己規定である。たとえば、父親が自分の子どもにたいして「お父さんの言うことを聞きなさい」とは言うが、「わたし/ぼくの言うことを聞きなさい」とは普通は言わない。また、その父親は自分のおい/めいにたいして「クリスマスにはおじさんがプレゼントを買ってあげよう」といい、幼稚園の先生は園児に対して「先生のほうを向いて」という。これに対して欧州諸言語は絶対的自己規定であって、誰との会話でも「I/Je/Ich」は不変である。
* この相対的自己規定は、家族内の最年少者が基準となって自己を規定する（上下関係）。つまり、孫が生まれれば孫から見て自分は何なのかにより自己規定される。今まで「パパ/ママ」だったのが「おじいちゃん/おばあちゃん」になる。したがって、自分の子どもから「おじいちゃん、ちょっと」と呼びかけられたりする。
* 家族内で二人称代名詞「あなた/きみ/おまえ/他」も上下関係で使い分けられる。兄は弟に対して「あなた」ではなく「おまえ」と呼称するのが普通であり、逆に弟は兄に対して「あなた/きみ/おまえ/他」いずれも使わず、「兄さん」を使うのが普通である。たとえば、「兄さん（一郎兄さん等）の意見に賛成です」などと言う。
* 会社内でも部下は課長にたいして「あなたの意見に賛成です」とは普通言わず、「課長の意見に賛成です」という（役職がなければ〇〇さん）。逆に課長は部下にたいして「きみの意見に賛成だ」と言う。また店員は顧客に対して「とてもお客さまにお似合いですよ」と言うが、「とてもあなたにお似合いですよ」とは言わない。つまり日本語においては目上の者に対しては、極力二人称代名詞を使わないようにするのが普通である。
* これはなぜなのか。佐久間鼎（九州大学教授、東洋大学学長）によれば、 (1)古代日本語に一人称/二人称代名詞はなかった。「わたし/わたくし」は「おおやけ」に対する「個人的な」を表す言葉であり、これが転じて一人称代名詞になった。「あなた」は「彼方（かなた）」が二人称代名詞になったものである。(2)歴史的に見て、一人称/二人称代名詞は使われているあいだに相手を見下すニュアンスが出てきた。たとえば、「僕」はもともと「あなたの下僕です」というへりくだった意味だったが、現在では目上との会話で「ぼくの名前は〇〇です」と言ったら失礼になる。「貴様」はもともと敬語だったが、現在では「きさまの名前はなんですか？」と言ったらケンカを売っているようなものである。このようなことから一人称/二人称代名詞は口に出してはいけない「タブー」になった。

言語は、それを話す人の行動様式に影響を及ぼす。

* 父親が子どもに対して自分のことを「パパ」と称するのは父親としての役割を確認することであり、また子どもに子どもとしての従属的な役割を付与することになる。同様に子どもが二人称として「パパ」と言うのは、話し相手の父親に父親としての役割を確認し自分がその子どもであることを確認することである。さらに父親が子どもを二人称代名詞で言う場合（「太郎、おまえはちゃんと勉強しているのか」）、父親の上位者の役割確認を強化することになる。これに対して子どもは、父親を二人称代名詞で言うことはない。これは日本人が対人関係の中で上下関係を重視しているということである。つまり上下関係を確認しないと会話が円滑におこなえないのである。
* 夫婦のあいだに子どもが生まれると、夫は「パパ」と呼ばれ妻は「ママ」と呼ばれる。これは、日本人は自ら選びとった役割よりも何らかのことによって与えられた役割（自分の意思で破棄できない役割）をより重視するのではないかと考えられる。換言すれば、自己規定がより強いということである。つまり夫・妻という役割は、自分の意思で選びとったものだが、子どもに対するパパ・ママという役割は、子どもの誕生によって与えられたものと認識されるのではないだろうか。
* 日本人は互いに相いれない「自己」を同時に持つことがにがてのようだ。たとえば先生と同僚は互いに相いれない立場である。日本人の大学教員は同僚教員が自分の講義を聴講しに来ることを嫌う。つまり講義している自分は先生であるが、そこに同僚教員が聴講に来るとその同僚教員に対しては同僚であり同時に先生であることになり、この同僚と先生という互いに相いれない「自己」を同時に持つことに居心地の悪さを感じるようだ。米国の大学では同僚の聴講は光栄であり喜ばしい事なのである（筆者の経験）。
* 日本語の対象依存型の自己規定においては、相手の正体が決定するまでは「自己」も未決定であり、この未決定の状態では会話が円滑におこなわれない。
* 対象依存型の自己規定においては、観察する自己の立場と観察される対象の立場が峻別されずにむしろ両者が同化される。つまり父親が自分の子どもに「パパの言うことを聞きなさい」と言った場合、父親は子どもの立場に立っているということであり、このとき父親と子どもが同化している。これは他人の気持ちを察することがよしとされる「察しの文化」や「思いやりの文化」に通じるものがある。日本人は自分の意見を主張するのが苦手で、他人の意見と自分の意見をどう調和させるかを得意とする。この対象同化の心的構造は以下で触れる土居建郎の「甘えの構造」に通じるものである。
  1. **甘えの構造－精神科医の日本文化論**

精神科医である土居健郎は、多くの患者の観察から甘えるという心理が日本人特有の心理と深い関係があるのではないかと気づいたことからこれを研究し、「甘えの構造」（弘文堂、1971年）を発表した。本書はﾍﾞｽﾄｾﾗｰとなり注目をあつめた。なお、著者は「日本の精神医学を築いた人々」のなかの一人として専門誌『臨床精神医学』2015年4月号で業績が紹介されている。

甘えの構造とはどのような精神構造なのであろうか。上記「甘えの構造」の要旨を見ていこう。

まず「甘え」を、その心理が典型的にみられる親子関係で説明しよう。子どもが母親に「ねえ、おおもちゃ買って」とねだるのは、甘えである。子どもとして買ってもらえるかもしれないと期待があるから甘えてねだるのである。母親も子どもに甘える。「ママのお手伝いをしてくれるんなら買ってあげる」と母親も子どもからの好意＝お手伝いを期待する。

甘えの心理は、日本人の意識を形成しており、いたるところで見ることができる。以下はその例である。

まず日本語に「甘え」に関連した語彙が豊富にある。これは「甘え」の意識が語彙を豊富にしたということである。味覚の甘い、採点が甘い、ネジが甘い、甘んじて、甘ったれ、甘ったるい、甘ちゃん、甘やかす、甘えん坊、甘っちょろい、栗の甘皮、甘噛み、甘言をもってだます、などなどである。

子どもが通う学校の先生に親が「お世話になっています、我が子をよろしく」などと挨拶するのも親子間の相互の甘えにより親･子の自我が同一化しているからである。欧米の親は子どもの先生と既知の関係であれば挨拶するが、子どもが先生と話をしていても親がしゃしゃり出て「この子の親です、お世話になっています」などと挨拶することはない。子どもに紹介されれば、「Nice to meet you」と言うくらいである。既知の関係であれば当然挨拶はする。

子どもの悪行に親が謝罪するのは、親子相互の甘えにより親･子の自我が同一化しているからである。欧米の親は謝らない。子どもに謝らせる。（女優･高畑淳子が息子の犯罪で謝罪したのは親･子の自我が同一化しており日本人の典型である。）

甘えの関係にある人どうしでは、すこしぐらいの悪事はゆるされるだろうという心理が働く。上司･部下が甘えの関係にあると上司は部下の不祥事に甘くなり、強く叱責することができない。これは、ゆでカエル状態をもたらすことになり、ひいては重大事故･重大不祥事につながることにもなりかねない。

日本人は容易に謝罪する。これは、ゆるしてもらえるという相手に対する甘えの期待があるからである。つまり謝罪という甘えに対してゆるすという甘えで返してくれると期待しているのである。欧米人はなかなかI’m sorryと言わない。言ったら責任を認めたことになり「じゃあ責任をとれ」と言われ、余計にゆるしてもらえなくなるのである。

日本人は、甘えの態度を拒絶されると裏切られたという気持ちになり、これは被害者意識を強く感じさせることになるのである。

* 1. **恥の文化への批判[[5]](#footnote-5)**

ルース・ベネディクト「菊と刀」で日本は恥の文化、欧米は罪の文化といわれ、日本では他人の目がないところでは恥をかかないので悪事にはしる傾向があるといわれている。この画一的なモノの見かたは間違っている。なぜ、日本では犯罪率が低いのだろうか。下表は1987年、10万人あたりの犯罪件数である。これは、恥の文化・罪の文化では説明できない[[6]](#footnote-6)。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 日本 | 米国 | フランス | 西ドイツ | 英国 |
| 殺人 | 1.3 | 8.3 | 4.1 | 4.3 | 5.5 |
| 強盗 | 1.5 | 212.7 | 86.9 | 46.0 | 65.4 |

外国人の指摘するところによれば、日本人の遵法精神の高さはいたるところで見られる。たとえば、①小学生の電車通学（特に地下鉄）、治安の悪い外国では考えられないことである。②銀行の入り口がロックされておらず自動ドアである。フランスでは、ブザーを鳴らして開錠してもらわないと銀行に入れない。③銀行の窓口に防弾ガラスがない。④自販機が壊されていない。⑤タクシーでの忘れ物を運転手がホテルに届けてくれた。⑥ホテルの部屋に出しっぱなしの現金がそのままになっていた。⑦クリーニング屋から戻ってきた洋服のポケットに現金がそのままになっていた。

日本人の犯罪に対する抑制心はどこから来るのであろうか。罪を犯してはいけないという内面的強制力があるからだと思う。恥ずかしいからではない。民俗学者･柳田國男によれば、日本人は「罪」という言葉を日常的に多用している。日本も罪の文化だといえる。ただし、欧米とは罪の意識が異なる。ベネディクトはこれを見落としている。

欧米人の罪の意識は、神という外部からの命令に違反することを罪と感じ、これに対して、日本人の罪の意識は、自分の内部にある「他人に迷惑をかけてはいけない」という気持ちに違反したときに罪を感じるのである。

欧米人の罪の意識はキリスト教から来ており、親の子どものしつけも神の代理人として親が子どもに罰を与える（お尻をたたく）ことで子どもをしつける。最近までフランスの学校には、ムチが普通にあった。先生が神の代理人として子どもをムチでたたくのである。

日本では、悪さをした子どもを押し入れ等に入れて、「なぜ怒られたのか考えなさい・反省しなさい」と自分の心で「悪かった」と気づくことをうながしてしつけることが昔からおこなわれている。現在の道徳の教科書でも、「してはいけない事」に自分で気づくことを重視している。

キリスト教には罪を帳消しにする懺悔という方法がある。そのうえ、現代はキリスト教への信仰心が薄らいできている。つまり自分の外部にあった神の存在が薄らいできている。これに対して日本では、依然として悪い事を自分で気づくことを重視しているので、自分の心の中に悪い事に対する抑制心が植え付けられている。

欧米の民話では人が悪い事をした場合、「悪魔にそそのかされて」と形容が付く場合が多い。これは罪の意識が外部からのものであることから、罪を犯した原因も外部に求めたのではないだろうか。だから、欧米人は容易に自分の責任を認めないのではないか。米国での日本人ビジネスマンの経験談であるが、部下にミスを指摘しても「I’m sorry」と謝られたことはほとんどなく、通常は「Don’t worry」か「No problem」と返され、いやな気持にさせられるとのことである。

これに対して日本人は、罪の意識も罪の原因も自分の心の中にあると考えているので、ミス（罪）を指摘されたらすなおに「申し訳ありません」と謝罪できるのではないだろうか。

* 1. **その他**
     1. **会田雄次**

会田雄次「日本人の精神構造」（PHP研究所、2003年2月・原著ː学習研究社、1972年）は、なぜか「軍人勅諭」の逐条解説の形をとっているが、内容は日本人論になっている。ちなみに、会田は京大名誉教授、1997年没、専門はイタリア･ルネサンス史、日本/日本人論の関係で著書多数、陸軍兵士としてビルマで極限状態を経験し、終戦にともない二年間の捕虜生活を経験し、その捕虜生活は「アーロン収容所」（中央文庫、1973年11月）に詳しく述べられている。

会田によれば、武士階級は文化を創造しなかったが、これは軍人も同様である。西欧では職業軍人はインテリと見なされているが、日本の職業軍人は違う。日本の職業軍人から小説家、絵描き等の文化人が出てきていない。西欧には多数いる。この部分は、軍人勅諭で軍人が知性を軽視するようになったとの俵木の説と通じるものがある。

TV番組に必ず時代モノがあるのは、日本人が武士道にあこがれているからであろう。武士道へのあこがれがあるのは、明治以降に近代的支配階級であるブルジョワジーの倫理観がほとんど整備されなかったことが原因と思われる。

現代でも尊ばれている「仁義を重んじ、友情を重んじ、約束を守り、行いをつつしむこと」は、武士道に根源がある。

日本の稲作農業は北限地のため、丹精込めて稲を育てる必要があるので、女性的な資質が要求された。努力の積み重ねが徳目とされたことから、それを「ねぎらう」、「なぐさめる」言葉が生まれた。たとえば、「お疲れさま」、「ご苦労さま」という言葉は、プロセスを評価する言葉である。これから思いうかぶのは、成果主義は日本文化に適さないということかと思われる。プロセス重視が日本人の心情には合うのであろうか。

ルース・ベネディクト「菊と刀」で言われている「日本は恥の文化・欧米は罪の文化」に賛同するが、「罪の文化」の背景には「罰」の意識があることを日本人は見落としている。「最後の審判」で永遠の肉体的苦痛が与えられることへの恐れがあるから、「罪の文化」が成り立っているのである。

しかし、日本にも「悪事をするとばちが当たる」という因果応報の思想があると思うが、キリスト教の罪と罰の思想とどう違うのか、研究が必要である。

次も会田雄次の著作であるが、これはまさに彼の専門分野の著作である。「ルネサンス」（講談社現代新書、1973年7月）は、「プロテスタントの倫理」と「資本主義の精神」の因果関係についてこれまでのわたしの理解と逆の説明がなされており[[7]](#footnote-7)、興味深く読むことができた。

本書は、(1)イタリアを中心とするルネサンス文化の歴史、(2)それと同時期にポルトガル・スペインで発生した大航海時代、そして(3)同時期にドイツ・スイスで起きた宗教改革の歴史についての概説書であり、西洋史の三大イベントが一冊に網羅されている。

さて、プロテスタントの倫理について、会田は以下のように説明する。

一つ目は、16世紀には北方ヨーロッパ（英独蘭など）では農民から領主への地代の支払が、以前は労働納付（強制労働）であったのが物納になり、さらにこの時期には金銭納付になった。これにより農民は領主から解放され自立していった。

二つ目は、それとともに農業生産は増加したことで余剰生産物を売るための商業が発達し、これにより農民は金銭追求を肯定する現実性を身に付けることになった。また金銭追求をなりわいとする商人層が力をつけていった。

三つ目は、北方ヨーロッパは農業・牧畜・森林地帯から成り、その生産品は穀物、肉魚類、羊毛、材木が主であり、これらは生活必需品のため投機性は乏しく生産量をふやすのは自分の努力だけである。ここから勤労と禁欲が彼らの倫理観となった。

四つ目は、このような金銭追求を肯定し勤労と禁欲の倫理観をもった人間がプロテスタント、特にカルヴｧン派プロテスタントの信者になった。

五つ目は、プロテスタントの考えでは信者と神が直接の契約でむすばれるため、職業も神から与えられた使命＝天職と認識されるようになり、特にカルヴｧンはその天職にはげむ中で「神の救い」に対する確信を見いだせと説いた。カルヴァン派プロテスタントは英国等々に広まり、資本主義発展の精神的背景になった。

上記によれば、16世紀の北方ヨーロッパに金銭追求・勤労・禁欲の倫理観を身につけた人々が生じ、彼らがプロテスタントの信者になったとのことである。わたしの理解は逆であった。つまり金銭追求・勤労・禁欲の倫理観を身につけていなかった人々がプロテスタントに入信したことではじめてそのような倫理観を身につけたと思っていた。はたして、いずれが正解なのであろうか。

* + 1. **俵木浩太郎**

俵木浩太郎「文明と野蛮の衝突－新･文明論之概略」（ちくま新書、2001年11月）は、1998年のベストセラー「文明の衝突」（ｻﾐｭｴﾙ･P・ﾊﾝﾁｨﾝﾄﾝ）に刺激されて書かれたものかと思われる。「文明の衝突」によれば、戦後政治の対立軸は自由主義対共産主義だったが、ソ連崩壊後の国際政治は文明対文明が対立軸になるとのことである。なお、世界には七つの文明があるとしている。それは、西洋文明・キリスト正教文明・イスラム文明・ヒンドゥー文明・イスラムヒンドゥー文明・アフリカ文明・ラテンアメリカ文明・中華文明・仏教文明・日本文明である。

なお、俵木のこの著書が執筆完了する直前に9.11世界貿易センタービル航空機テロ事件（2011年）が発生している。このテロ事件の野蛮性は、ユダヤ教、イスラム教、キリスト教という一神教の本質とつながっているのだろうか。

まず、題名に見られる福沢諭吉「文明論之概略」（明治8年発刊）の概要（のそのまた概要）を確認しておこう。福沢は、(1)歴史は「野蛮から文明への発展の歴史」ととらえ、(2)文明の本質を国民一人々の智徳（インテレクトとモラル）ととらえ、(3)個人々に智徳があってはじめて国の文明が進歩し科学技術が進歩し政治・国家が進歩すると説く。そのうえで福沢は、(4)日本は「文明国」になるべきという明治国家の方向性を提示した。

それでは内容に入っていこう。

俵木は言う。現在起きている「イスラエルとパレスチナの戦争」も「欧米とイスラム過激派の戦争」も一神教国家どうしの争い、つまり「ユダヤ教とイスラム教」、「キリスト教とイスラム教」である。

イスラム教という宗教は根っこがユダヤ教とキリスト教と同じである。つまり、三宗教同根なのである。ユダヤ教とキリスト教の聖典である旧約聖書は、イスラム教においても「神の啓示を記した書物」であると認められている。なぜなのか。それは、イスラム教は両宗教の影響を強く受けて西暦600年代にムハンマドが創始した宗教だからである。ちなみに、ムハンマドはサウジアラビア西部のメッカで誕生した。三宗教同根であるため、イスラム教の聖典であるコーラン（正しくは「クルアーン」）は、旧約聖書と共通部分がある。コーランにはイエス・キリストは「預言者」として登場するのである。神ではない。ちなみにムハンマドも預言者である。預言者とは、神の言葉を神から預かって人々に伝える者という意味である。（水晶玉で未来を占う「予言者」ではない。）

旧約聖書に描かれているユダヤ教創始にまつわる物語「出エジプト記」は、日本人には驚くほどの野蛮な行為をおこないながらユダヤ人がエジプトを脱出する物語である。これと同根のイスラム教も野蛮性を引き継いでいる。当然、キリスト教も野蛮性を引き継いでいるのである。

ユダヤ教創始の物語は、十戒（汝ひとを殺すことなかれ、等）をさずけられたモーセが奴隷にされているユダヤ人を引き連れてエジプトから脱出したことに始まり、たどり着いたカナン（イスラエル周辺地域）でモーセが神ヤハウェと契約（the Covenant）することでユダヤ教が創始された。モーセ率いるユダヤ人奴隷集団は殺戮と略奪をしつつエジプトを脱出していく。日本人がイメージする「奴隷の逃亡」は夜陰に乗じてこっそりとだが、遊牧民族としてのユダヤ人の逃亡は定住農耕民族の文化とは異質である。なぜなら「遊牧」は、牧草を求め他人の土地とコンフリクトを生じるので戦うことが必要である。野蛮性が必要なのである。

遊牧文化は「放し飼い」が基本なので、親が子どもに教えるべきことはほとんどない。そのため「教育」と親和性が少なく、文明（知性と道徳）が根づきにくいのではないだろうか。これに対して農耕文化では、農業技術の良し悪しで収穫量が増減し、その技術を子どもに教える必要があることから、「教育」と親和性があり文明が根づきやすいのではないだろうか。

1. **心理学とコンプライアンス**
   1. **新田健一の犯罪心理学**

新田健一「組織とエリートたちの犯罪－その社会心理学的考察」（朝日新聞社、2001年10月）は、犯罪心理学の観点からホワイトカラー（事務系勤労者）による不祥事について分析がなされている。著者は元法務省東京少年鑑別所所長であり、昭和女子大特任教授、元日本犯罪心理学会会長を歴任している。本書は日本で唯一（と思われる）のホワイトカラー犯罪に関する心理学の専門書である。やむをえないことかと思われるが、企業コンプライアンスの観点はゼロであり、特に第一部の六「企業組織体犯罪の統制方法」は犯罪抑止のための刑事政策について述べている。筆者の関心は「社会におけるホワイトカラー犯罪」というマクロの視点に向けられており、「組織におけるホワイトカラー犯罪」（ミクロの視点）ではない。

本書が対象にする犯罪は、サラリーマン、公務員等がその属する企業、官公庁における地位を利用しておこなう犯罪すべてである。たとえば、業務上過失致死傷、談合等の独禁法違反、贈収賄、警察官の違法捜査、銀行員等の業務上横領、詐欺による営業活動などであり、明示されてはいないが、犯罪とはやや趣の異なる違法行為－パワハラ、セクハラ、不当労働行為、派遣業法等の業法違反など－は対象外であるように思われる。観点は、あくまでも犯罪であるようだ。

以下に参考になるかと思われることを記していく。

* + 1. **ホワイトカラー犯罪の犯行動機**

一つ目は、ホワイトカラー犯罪の犯行動機は何なのかが述べられている。犯罪心理学によるアプローチであることから、犯行に駆り立てる決定的な要因はなんなのだろうかが考察されている。

(1)成功願望はホワイトカラー犯罪の犯行動機になりうる。しかし、ホワイトカラー犯罪の動機として一般化するのは困難である。

(2)失敗恐怖もホワイトカラー犯罪の犯行動機になりうる。仕事に失敗して手にしていたものを失う恐怖はホワイトカラー犯罪の動機として成功願望よりも圧倒的に多い。人間の心理として、新しいものを取得できるかどうかの不安より既得のものを失う不安の方が心理的に重い負担となる。日勤教育で「次にミスしたら運転士を辞める」と誓約書を書かされた運転士の心理的負担は非常に重かったのであろう。

(3)リスク・シーキングもホワイトカラー犯罪の犯行動機になりうる。一般的にはリスクをとってある行為をおこなうか否かは予想される損得の比較考量による。しかし、個人のパーソナリティとして、①リスク追及タイプか、②リスク嫌悪タイプか、③リスク中立タイプかが大きく関与する。このリスクに対する好き嫌いは、職場環境にもよる。心理学的には、おなじ金額でも利得の快感より損失の不快感のほうがより強い。したがって、経営者の失敗不安から違法行為に手を出すことがありうる。リスクをとってある行為をした結果失った金額は、二度三度と損失をかさねるたびに同じ金額でも心理的ダメージは減少する。だから、株取引の失敗はドロ沼におちいりやすい。

* + 1. **犯行の合理化**

二つ目は、犯行の合理化ということが述べられている。多くの犯罪者は自分の犯罪行為を正当化するものである。これを時系列で見ていくと、①犯行準備段階において犯罪をおかさざるを得ない状況を自己納得させて自我受傷をさける、②犯行過程において犯行の悪質性を自己抑制することで自分はそれほど悪人ではないと自我を安定回復させる、そして③犯行発覚後に刑罰の減免をねらって自己防衛するという犯罪行為の正当化である。

ホワイトカラー犯罪者にとって上記①の犯行準備段階における正当化（「中和の技術」）が重要である。なぜなら、(1) ホワイトカラー犯罪者は、通常は一般社会での成功を志向しているので「やむなく犯罪をせざるを得ない」理由が必要であり、(2)犯行場面となる職場の価値観が多元的で行為の明確な許容基準がないと正当化の理屈が付けやすいということがある。たとえば、上司は「不正はダメ」といいながら小さな不正を許容するような上司であるとその職場でのホワイトカラー犯罪者は「あの不正が許されるならこの不正も許されるはずだ」と正当化の理屈が付けやすいのである。

ホワイトカラー犯罪は犯罪で得る損失・自我受傷は、一般犯罪にくらべはるかに大きいので犯行前に逡巡する傾向にある。つまり、犯行にいたるまでの心理的ハードルは高く、だから犯行の正当化をすることになる。たとえば、違法とは知らなかった、事務処理上のミスでしてしまった、前任者から引き継いだだけ、上司の命令でやらされた、自分にそれをやめさせる権限はない、以前からの慣行であった、などである。

* + 1. **逸脱の準備性形成**

三点目は、逸脱の準備性形成である。逸脱とは、犯罪への逸脱の意味である。ホワイトカラー犯罪者は誰でも最初は家族の一員から生徒・大学生になり、企業・官公庁の組織人になる。この過程を経て人はホワイトカラー犯罪者になるが、この過程が逸脱の準備性の形成であり、それは具体的には企業・官公庁の組織内教育である。組織内教育と言っても教育コースの受講に限られない。組織内教育の各段階を見ていこう。まず、(1)組織人としての自覚の段階である。新入社員教育で企業としての価値基準などが刷り込まれ、歓迎会などで組織人としての一体感が強められる。次に、(2)企業論理・倫理の習得である。フォーマルな業務処理方法だけでは仕事が円滑にすすまないことを知り、駆け引き・根回し・上司の指示のウラを読むなどのインフォーマルな業務処理方法を身に付けていき、そしてさらに重要なのはﾌｫｰﾏﾙな企業の論理・倫理とは別次元のインフォーマルな企業の意思＝組織の利益を優先させる判断基準が存在することを知るようになる。昇進して組織と一蓮托生の身になると組織への反抗は許されなくなる。三つ目は、(3)幹部としての意思決定参加である。厳しい競争環境のもと企業は違法スレスレの選択をせまられ、意思決定するのは組織と一体になった幹部であり、「道徳的融通性」を身に付けた「過度に社会化された人間」である。この「逸脱の準備性の形成」を経て人はホワイトカラー犯罪者になる。逆に言えば、各段階で教育としてどのように対応していくかが大切である。

* + 1. **組織風土と組織文化**

ホワイトカラー犯罪を発生させる一つの要因は、組織風土と組織文化である。「組織風土」とは企業の運営目的・方針、所在地、建物の物理的条件、組織構造などなどに対する企業構成員個々の認識のありかたであり、「組織文化」は当該個々の認識のありかたの平準化された総体であり企業構成員全員に共有されるもの。組織文化は規範的強制力をもつ。

* + 1. **企業文化の潜在価値**

企業は、公共利益を害することなく企業利益を追求すべきだが、公共利益と企業利益との衝突がありうる。その調整過程で経営層から圧力があると調整は破たんし、公共利益が軽んじられるようになる。これが「構造的道徳性欠如」を招き、その企業構成員は逸脱に進む。このとき企業文化が逸脱を阻止する力になりうる。

日本の多くの企業は「企業理念」などで高い倫理性のある理念を掲げているが、理念と現実とのあいだにギャップがある。

* + 1. **企業の逸脱発生モデル**

ホワイトカラー犯罪をモデル化して分類する手法は、犯罪心理学というより犯罪学の分析手法のように思われる。新田は三つのモデルに分類する。

(1)打算モデル：違法行為のメリットがデメリツトを上回ると判断されれば積極的に違法行為をする。打算だけで動く。

(2)不同意モデル：法律の不合理な点が経営ポリシーに反すれば消極的ながらも違法行為をする。（JR北海道のずさんな線路補修に対する業務改善命令は、「北海道」の分離独立という不合理が「利益を出さなければいけない」との経営方針に反しているのでやむなく・消極的ながらもずさんな線路補修という違法行為を行ったということか。）

(3)失敗モデル：経営失敗等で危機に瀕した企業が緊急避難として違法行為をする。（オリンパスの損失隠しのための不正経理）

実際は失敗モデルが大部分を占める。打算モデルは新興中小企業に限られる。多くは、失敗モデルで違法行為に手を染め、不同意モデルを経て打算モデルへ移行する。

* + 1. **組織内競争とリスク・ﾃｰキング**

組織の構成員は昇進によって組織の中枢に参加すると、さらに競争に勝って昇進しようとしてさらに大きなリスクをとることになる。この上昇志向は「喪失不安」を伴う。失敗したら今の地位を失うのではないかとの不安である。これは、企業幹部が踏み入る「道徳の迷路」といわれている。道徳的でありたいがそれでは昇進できない、リスクもとらなければいけない、でもそれは非道徳的なやり方だ、しかしそんなことをいっていては昇進できない・・・・・という迷路である。

* + 1. **派閥の連帯と忠誠心**

組織内の派閥は違法行為に対する罪悪感を希釈することがある。つまり、派閥に属していればその連帯感で罪悪感が心理的に希釈される。さらには、派閥のためにやったことであれば、派閥ボスへの忠誠心で中和化（正当化）される。

このような派閥にどっぷりとつかっていると組織本来の原則は単なるガイドラインになり、倫理は単なるエチケット、正当な価値は嗜好の問題に過ぎないと思うようになる。派閥はホワイトカラー犯罪の一つの要因である。

* + 1. **犯行機会とヒーラルキー**

犯行の成立要件は、(1)犯行の準備性形成、(2)犯行発生場面に行くこと、(3)実行機会の存在であり、どれか一つを阻止すれば犯行は不成立に終わる。つまり教育と監視（人の目）が重要である。

下位の階層にいる者と上位の階層にいる者では、おこない得る犯罪の種類が異なる。業務上横領、文書偽造は経験豊かな下位階層の者がおこない得る犯罪であり、組織的犯罪（不正経理、価格カルテル等）は上位階層の者の関与が必要である。階層に適した教育と監視が重要になってくる。

* 1. **新田健一－日本人の罪悪感**

上記の新田の著作は、日本人の罪悪感についても述べている。ここでは、和辻哲郎の自我の二重構造と土居健郎の甘えの構造に言及されている。また、無我の境地や和の精神、そしてウチとソトの文化についても触れている。

まず、罪悪感の心理学的意味としては、罪悪感とは、法的・道徳的にﾏｲﾅｽと認知することによって自己が自我に対して抱く否定的感情であるとする。そこには「見る自己」と「見られる自己」の存在が必要であり、「見られる自己」は生理的・社会的発達過程をへて成立し、「見る自己」は社会文化的に形成される。自我の二重構造である。

新田は「共生的自我構造」という言葉を使っているが、これは和辻哲郎の自我の二重構造に通じるものである。すなわち、「外に出ている」自我（見られる自我）は、社会文化的環境要因つまり風土に規定されるという。そして、二重の自我をもつところの人間は「人」であると同時に「人びとの結合・共同体としての社会」であり、「家」「狭い地域」の人間関係が文化的特殊形態としての日本人の精神構造の特徴を規定しているとのことである。

土居健郎のいう「甘えの構造」、そして筆者のいう「共生的自我構造」も日本の社会文化的環境から形成されてきたが、人間関係を身内と外（ウチとソト）に分けて身内の中では気をゆるし合い・もたれ合い・かばい合って身内どうしの結合を強化し、外に対しては対立し・無関心でいる生活環境の中では、「見る自己」＝主体的自我は身内の中に埋没してしまうとする。日本では主体的自我は育ちにくい。このような自我構造をもつ日本人は、自己の違法行為の結果が身内（家族・会社・学校・ご近所）の評価・感情にどのように影響するかが最大の関心事になるのである。

次に、無我の思想と関係性の倫理が語られる。自我が育たちにくい日本社会では、無我の境地が理想とされる精神風土を生んだ。日本人の倫理は「関係性の倫理」である、なぜなら自我は個として存在しておらず、他者との関係の中にあるからである。関係性の倫理は、家族関係>地域社会>国家との関係で発展していくものである

日本人は「和」を乱すことに罪悪感を感じる。和とは他者との関係であり、これを乱すことに罪悪感を感じる。

日本は「西欧的な法秩序」と「和の秩序」の二重規範性を有しており、これは犯人による犯行の正当化理由に影響している。すなわち、「悪い事とは知りながらたのまれたからには断れなかった」「恩があって裏切れなかった」などと正当化理由が主張される。周囲の反応も「事情を知れば同情できる」「私にとても親切だったあの人がそんな悪い事をするはずがない」など、義理と人情の連帯感が合理的判断に優先する。これは、内部告発に対する周囲の反応に顕著にあらわれる。「裏切り行為だ」「和を乱す背信行為だ」との反発が内部告発者に向けられるのである。

上記のようなことから、日本人の罪悪感は共生的罪悪感といえる。日本の受刑者がよくいう反省・謝罪の言葉は、「こんなことをして親兄弟に申し訳ない」「母親にかわいそうな思いをさせてしまった」である。これを聞いたヨーロッパの刑務官は当初その意味を理解できず、「謝罪は被害者にすべきで親には関係ない」との反応が返ってきた。自我が弱い日本人は、自己の心の痛みを身内の情緒的な反応に転化させて親兄弟の許しに期待する甘えを示すのである。この甘えは、企業・官公庁などの組織にも見られる。「ウチの会社」「ウチの役所」などの言い方が象徴的に表すように、日本人の罪悪感は、「会社に迷惑をかけて申し訳ない」など謝罪は身内に向けられるのである。つまり、「ウチにだけ関心が向きソトには無関心」である。

最後に、日本人の罪悪感は時代とともに変わっているという。日本人の道徳心を支えてきた「恥の文化」の後退、そして家族その他の組織内の情緒的結合のゆるみが生じている。集団からの心理的脱却傾向が進んでいる。集団から離れることで情緒的結合を失い、主体的自我をもたない人間は、罪悪感をともなわない自己中心的な犯行に傾斜していくのである。終身雇用制の崩壊で企業への忠誠心はうすれ、内部告発・積極的自供により発覚する企業犯罪がふえている。

* 1. **岡本浩一の社会心理学[[8]](#footnote-8)**

岡本の一連の著作は、心理学の観点から組織的なコンプライアンス違反の原因と防止策を解説しており、とても参考になる。

* + 1. **コンプライアンス違反の原因－権威主義、属人思考、同調、服従**

企業の不祥事の原因は「無責任の構造」であり、これは社会心理学でいうところの(1)権威主義と(2)属人思考から成っており、その理論的背景には(3)同調と(4)服従がある。順番にしたがい説明していく。

まず、(1)権威主義とは、「部長がやれと言ったのだからつべこべ言わずにやりなさい」という言い方が表すように、中身の適否ではなくある人物の権威に依拠してあることへの同調や服従を求めることである。「人事部で決めたことなのだから・・・」も同じである。この種の言動が繰り返されると権威主義が組織文化となり、中身を吟味せずに理不尽な決定に従うようになる。権威主義の弊害が極端な形であらわれたのが、ユダヤ人大量虐殺（推計600万人）である。権威主義は企業においては属人思考という形で出てくる。「部長」や「人事部」は権威であると同時に人物・人物の集団なので、権威主義は属人思考にむすびつきやすい。権威主義的性格の人は「認知的複雑性」が低い傾向にある。つまり、複雑な問題を複雑なまま認識することが不得意で、複雑な問題を自己の信じる「教条」にもとづいて単純化して理解してしまう傾向がある。たとえばドナルド･トランプ次期大統領の例でいえば、テロ防止のためイスラム系外国人の入国禁止やメキシコ国境に壁を建設する等の発言である。問題を単純化して理解しているから、単純な解決策が出てくるのであろう。

次に、(2)属人思考とは、「〇〇さんが提案しているプロジェクトなら賛成しよう/反対しよう」という言い方である。これは、中身の適否ではなくどの人物に関係するかによってあることへの同調や服従を決定することである。「経理部が提案しているプロジェクトなら・・・」も同じである。属人思考的傾向のある人どうしでは、賛成/反対の貸し借りがおこなわれる。すなわち、「前回〇〇さんはわたしの提案に賛成してくれたので、今回は彼の提案に賛成してあげよう」となる。属人思考的な上司は、「〇〇君がプロジェクト･リーダーなら安心して見ていられる」と細部のチェックがおろそかになり、「〇〇君ならそんなことぐらいわかっているはずだ」あるいは「〇〇君が見落とすわけがない」と人物への過度の信頼で問題を自己の中で打ち消してしまう傾向がある。問題発生に対処するときには、「人物」に着目して犯人探しをする傾向が強く、「ことがら」に着目して原因追及することがおろそかになる。このように、属人思考には様々な弊害がある。

次に、 (3)同調ということであるが、人間は他の人たちの意見に同調しやすいことが実験（同じ長さの線がどれかを答える）によって確かめられている。逆に言うと、集団の中で一人だけ「反対！」と主張しつづけることは、心理的抵抗が強く困難であるということである。同調について要注意なのは、あいまいな問題ほど同調性は高まるということである。つまり、判断困難な複雑な経営課題ほど同調性が高く、判断に迷っているときに誰かが解決策を提案し（「こうすべきだ！」）、それに何人かが賛同すると（「私もそう思う」）、他の多くはその解決策を非倫理的だと疑問に思っても付和雷同しがちである。別な言い方をすると、何人かが賛成している解決策に対して反対を主張するのは、心理的な抵抗が強いのである。

最後に、(4)服従であるが、人間は理不尽な命令であっても服従しやすいことが実験（間違えた回答者に電気ショックを与える）によって確かめられている。逆に言うと、理不尽な命令であっても命令拒否は、心理的抵抗が強く困難であるということである。

* + 1. **コンプライアンス違反の防止策**

コンプライアンス違反の意思決定は会議でおこなわれている場合がある。会議という集団での意思決定では上記のような心理的要因で往々にして正しい結論に導かれない。コンプライアンス違反防止のためには、会議を正しい結論に導くための対策が必要である。

一つ目は、会議において傍観者にならないことである。議論の流れがおかしいと思ったら、同意してくれる人がいると思って発言することである。歴史上の人物、自分の尊敬する人だったらどうするか考えるということもよいだろう。表現をやわらげれば、言いにくいことも言える。「私が過剰に心配しているだけかもしれませんが・・・というリスクはないですか？」等のやわらかい言い方を事前に覚えておくとよいだろう。特に反対意見をいうときには、自分の意見を文章にし、そのうえで発言するのである。そうすると効果的な発言ができ、他者の理解も得やすい。

二つ目は、専門性を高めておくことである。これにより自分の反対意見を根拠を示して言うことができる。正当な根拠があれば、反論は困難になる。

三つ目は、正しい反対意見は小さい声でいうことである。「**そんなのおかしいでしょ！**」などと感情的になって大きな声で言ってはならない。言葉遣いに気をつけることが大切だ。反対意見は言われた方も心理的葛藤が高まるので、感情的な反対意見では相手も感情的になってしまう。

四つ目は、議事終了後の追加発言で反対意見を言うことである。議長が「それではこれで終わります」と会議終了を宣言したあとで、「一つ確認させてもらっていいですか？・・・」と言って、やんわりと反対意見を言うのである。会議は終わっているので、議長としてはほっと胸をなでおろしている。こういうときであれば、反対意見に対して何かしらの対応を考慮してくれることもある。

最後に、属人主義を廃して属事主義を励行することである。誰の提案･意見かに関係なく、内容で是非を判断することを心がけるのである。

* 1. **判断を誤らせる心理学**
     1. **コンプライアンス違反の判断をしてしまう心理**

コンプライアンス違反の判断をしてしまう心理のあり方について、ベイザーマン・テンブランセル共著「倫理の死角 なぜ人と企業は判断を誤るのか」（NTT出版、2013年9月）は、以下のように述べている。

一つ目は、米･フォード社の「ピント」の欠陥問題（ラルフ・ネイダーの活躍でProduct Liabilityが認められた）では、フォード社は欠陥改良コストと人身事故の賠償ｺｽﾄを比較して改良しないと意思決定したが、これを心理学的に解釈すれば、人間の自己保存の本能的欲求である。人間は自己保存の本能的欲求にしたがって意思決定するものである。企業においては他社との競争に勝ちより多くの利益を得たいという本能的欲求である。意思決定した後、心の中で正当化がおこなわれる。非倫理的な決定をしたのではないかと不安に思う、たとえば賠償コストにもとづいて決定してよかったのか？　この自問自答に対して、正当化の理由づけをする。たとえば、やむをえなかった、例外としてそうしただけ、その決定に好ましい面を見つけようとする（全社員の生活を守るためだ）、責任転嫁する（最終決定は社長がした、私じゃない）、などである。

判断を誤らせる二つ目の心理のあり方は、自分に不利益がおよぶ場合他人の非倫理的行動を見落とす傾向がある（いやなものは視野にはいっていても認知としては見えていない）ということである。たとえば、公認会計士と企業の関係においては監査報酬に動機づけられて不正経理が見えなくなる、見えたとしても都合のよい解釈をしてシロと判断してしまうということである。

三つ目は、段階的エスカレートのわなである。ゆでカエル現象である。倫理基準が少しずつ下がっていくとレッドラインを下回っていることに気づかずに大きな倫理違反をしてしまう。「今回は例外的に許容しよう」が繰り返されるといつのまにかレッドラインを大きく下回っている。

四つ目は、結果偏重のバイアスである。結果から原因行為の倫理性を判断してしまう傾向にある。たとえば、新薬の試験データをねつ造して認可を得た場合、その後副作用の事例が出てこなければ「ねつ造もまあいいか」と思うようになる。

五つ目は、顔の見えない犠牲者の効果である。非倫理的行為の被害者が自分の知った人である場合、その非倫理性に気づきやすい。しかしながら、見ず知らずの人であれば非倫理性に気づきにくい（シリア空爆、自爆テロ）。

* + 1. **誤った制度・システムが非倫理的行為を生じさせる**

また、同書は、誤った制度・システムが非倫理的行為を生じさせてしまう危険性を指摘している。

一つ目は、報酬システムのゆがみである。米国で詐欺行為の告発者に損害賠償金の一部が与えられる法律が制定されたが、告発者は被害が広がるのを待って告発するようになった（モラルハザード）。弁護士、コンサル等の時間単金制は、過大申告を生む傾向がある。報酬システムは利用者･社員の立場になって制度設計することが必要である。

二つ目は、制裁システムの思わぬ副作用で非倫理的行為を生じさせてしまうことがある。ルール違反に罰金を科すとルールを守るか否かをコストの問題と考えてしまうことがある。米国で保育園のお迎え時間を守らない親に罰金を科したら、「罰金を払えば遅れても良い」という考えになり、遅れる親が多くなった。その後、罰金を増額したら遅れる親は少なくなったが、時間に間に合うことを倫理の問題と考えなくなった。

三つ目は、善行の免罪符効果である。倫理的行為をおこなった者は少しぐらいは非倫理的なことをしてもよいだろうと考える傾向にある。公認会計士の利益相反関係の開示制度は、公認会計士に開示という倫理的行為を強いる制度であるが、倫理的行為を強いられた公認会計士は不正経理に目をつぶる可能性が大きくなる。

* + 1. **目に見えない組織文化の影響**

さらに同書は、目に見えない組織文化の影響に注意を向けるべきことを説く。

高評価/高い地位の社員がﾙｰﾙ違反をしていると、「ルール違反も許される」という暗黙の組織文化を生む。またねルール違反に批判的な社員に対してイジメがおこなわれると、ルール違反を見すごす文化を生む。非公式な組織文化を把握することが重要である。

* 1. **内部告発の社会心理学[[9]](#footnote-9)**

内部告発の制約要因は、二つある。一つは、日本人の集団帰属意識は以前より低下したが組織内での情緒的相互依存関係から抜け出しておらず内部告発は「身内への裏切り」になるということであり、二つ目は、告発者はこの罪悪感にくわえて組織からの報復も覚悟しなければならないということである。

不正を見逃す人の人格的特徴は、一つは組織あっての自分という組織との一体感が強い人であり、二つ目として、報復への恐怖と生活の経済的基盤を失うことへの恐怖を強く感じる人である。

こういう人格的特徴をもった人は、見ぬふりをしがちであり、実際に見ぬふりをすると、その自責の念は、「組織を裏切れない」という情緒的合理化で希薄化しようとする。企業の内部にいる者であっても、公共的視点から企業活動を見る目を失ってはいけない。それを失うと、非倫理的行為や違法行為を客観視できなくなる。

告発の動機は、(1)社会正義、(2)私的怨恨、(3)愛社精神、(4)派閥抗争である。

告発者が告発するまでの心理経過を見てみよう。(1) 悪への感情的抵抗段階、(2) 自己同一性をめぐる心的葛藤段階、すなわち自己の人格の中心部を支えてきた｢超自我｣＝良心を傷つけることによって｢自分が自分であるための最も大切な部分｣(中心的自我) を失ってしまい、その結果として｢自己同一性の拡散｣(ある種の人格破綻) を招くことになる、(3)決断の段階、逡巡・模索をへて通報を決断し実行、(4)忍苦の段階、ここでは匿名の告発者が特定される恐怖を味わい、告発が不発に終わる･違法性なしに終わるという悲劇的結末への恐れに悩まされる、自己の気力と家族の支えが必要、(5)予後の段階、周囲の「告発者？」との疑惑の視線の中で企業から有形無形の報復に耐えなければならない。

* 1. **その他心理学**
     1. **岡本茂樹「反省させると犯罪者になります」（新潮新書、2013年5月）**

本書は、受刑者の再犯防止のため更生教育はどうあるべきなのかについて述べられているが、これはコンプライアンス違反を繰り返さないための対応策にも通じているように思われる。

更生教育は通常、(1)強制的に反省を強いる、被害者の気持ちを考えさせる（徹底した責任追及）、(2)徹底的な私語禁止、所内規則の厳守、単純作業の毎日（ルール厳守を身に付ける）である。しかし、これでは、(1)「ほんね」を抑圧するだけ、心を開かない、根源的な問題が見えてこない、(2)他者とのコミュニケーションが身に付かない人間になってしまう。このような強制的な反省は更生にむすびつかない。

なすべきは、犯行に及んだ真の原因をつきとめることである。受刑者との面談で、なぜ犯行に及んだかを語らせ、「なぜ？」を繰り返して質問していくと、根源的な問題が見えてくる。それは、少年時代に受けた心の傷などである場合がある。受刑者が自分で根源的な問題に気付けば、更生の可能性はより大きくなるのである。

コンプライアンス違反を繰り返さないための対応策としては、原因の解明が重要であることが分かる。違反者を懲戒処分に付すことで一件落着としてはならず、真の原因を解明し再度違反を起こさない対策を講じなければならない。

* + 1. **細江達郎「知っておきたい　最新　犯罪心理学」（ナツメ社、2012年12月）**

「集団浅慮」（group think、集団思考）は、コンプライアンス違反を起こしてしまう心理的な要因を説明している。集団で意思決定すると個々の責任があいまいになるのは、企業での稟議による意思決定で実感されていることであろう。集団での意思決定では、倫理に外れたことをおこなう可能性がある。集団での意思決定は、個々の攻撃性の発動に対する罪悪感をやわらげる効果がある。「赤信号みんなで渡れば怖くない」である。

苦痛を与える意思決定と犠牲者のあいだの時間的/空間的な距離が大きいと、人は容易にその意思決定をする傾向にある。苦痛を感じているところを実際に見ていると、意思決定はなかなかおこなわれないものである。企業の違法な意思決定で消費者等に身体的な苦痛を与えることになっても、その苦痛の場面をじかに見ることがなければ、そのような意思決定もあまり抵抗感なくおこなえてしまうのである。企業において意思決定する時に、それがもたらす結果を具体的に想像し、それがわが身わが家族の身に起きたら自分としてどのように思うのかと考えることが必要なのである。

* + 1. **角山剛「企業不祥事の集団心理学的要因」（月刊人事労務2013年12月号）**

社会心理学でいわれている社会的手抜きは、集団での意思決定でコンプライアンス違反が承認されてしまう一因を説明している。集団での討議では、誰かが指摘するからいいやと思い、結局誰も指摘せずにコンプライアンス違反の意思決定がおこなわれてしまうことがある。しかも集団の中の一人だと責任感が希薄になってしまい、誰も悪事を止めようとしなくなる。「自分だけ正論をいってほかの人からうとまれたら損だ」、「正論をいっても誰も聞いてくれないだろう、無駄な努力はよそう」と考えてしまう。集団の中で正しい反対意見を主張するのは、心理的な抵抗感があり、なかなか難しいのである。

上記でふれた集団浅慮のもうひとつの効果は、正しい意見よりも意見の一致を重視してしまうことである。団結力の強い集団では、意見を一致させることに意識が集中して批判的な討議をへることなく、集団としての決定を急いでしまう傾向がある。そうなると、わずかな選択肢に注目し他の可能性を考慮せず、その選択肢から生じる不利な結果を無視する傾向がある。意見の一致を重視するあまり、専門家の助言をあおがない、その選択肢でうまくいかなかったときの代替案を考えない、ということが生じる。このような集団では、有力メンバーの言った意見がそのまま通ってしまいやすいのである。

対策としては、①リーダーが明確な指針のもと具体的な指示を出すこと、②異論、反論を出させて、それを積極的に検討すること、③問題検討の視点を多角化すること、である。

* + 1. **ネットワーク型の知識生産集団における集団浅慮について[[10]](#footnote-10)**

「ネットワーク型の知識生産集団」（チャット型会議か）も集団浅慮を避けられない。なぜなら人間は「自己カテゴリー化」するものだからである。自己カテゴリー化とは、自己を「現場の人間」とか「本社の人間」、「エンジニア」等に自己を類型化してとらえ、その類型にふさわしい思考･行動をとろうとすることである。この自己カテゴリー化は、社会的アイデンティティーを確立し、この社会的アイデンティティーとしての自尊心を満足させるため類型的な思考･行動を極端化するものである。これは、ネットワーク型集団における個人々でも避けられないのである。

* 1. **精神医学とハラスメント**
     1. **片田珠美「攻撃せずにはいられない人」（PHP新書、2013年12月）**

著者は精神科医である。なぜ人は他人を攻撃するのかについて精神科医から実例にもとづき解説がなされている。ターゲットにされる人、かわし方・守り方等についても解説されている。

* + 1. **片田珠美「上司という病」（青春新書、2015年11月）**

まず、なぜ上司はパワハラをするのだろうか。

その理由は、部･課長等の地位にともなう特権意識が逸脱行動を生じさせ、部下･まわりの者がこの逸脱行動を許してしまう･黙認してしまうので、上司は逸脱行動が許されるものと思ってさらにエスカレートさせる。ついには、明らかなパワハラが繰り返されるようになるのである。この実例として、初代復興大臣･松本龍の宮城県知事その他への暴言があげられる（TV放映：https://www.youtube.com/watch?v=A5b9IVYcneU）。

もう一つの理由は、上司のパワハラを見ていた部下は昇進で上司の地位につくと、前の上司をまねてパワハラをするようになるのである。心理学で「置き換え」、「攻撃者への同一化」といわれる現象だ。学校の部活動のシゴキが伝統化するのもこれである。この実例は、TBS「サンデーモーニング」の張本勲の発言である。張本の発言は、親分･大沢啓二が故人となってからエスカレートした。これは「置き換え」現象であり、しかも、出演者･スタッフ等のまわりの者がその種の発言によろこぶから暴言がおさまらないのである。以下は張本の暴言の一部である。

「（最高齢ゴールを決めた）カズのファンには悪いけどね、もうお辞めなさい。J2は野球でいえば2軍。2軍で頑張ってもねえ」

「（女子Ｗ杯で2位のなでしこジャパンに）スポーツは2番じゃ意味がない」

「（卓球Ｗ杯で2位になった）石川佳純あっぱれ。（普段は1位しかあっぱれは言わないが）ほら、女の子だから」

「岡崎慎司選手が所属するレスターが133年ぶりに優勝しそうだって？ あんまり話題にする必要もない。よその国のことだからね。そんなもん100年ぶりも300年ぶりも関係ないねえ」

次に、企業における不祥事の原因について、心理学の過剰適応という現象を取り上げている。過剰適応とは、たとえば、部下が上司の発言を尊重しすぎて、その発言にしたがって非倫理性･違法性を度外視して発言内容を実現してしまうことである。このような部下の過剰適応は、日頃の上司の言動が作り出している。たとえば、上司がイエスマンばかりをかわいがると、そのイエスマンは上司の欲することをなにがなんでも実現してしまおうとする。優秀なイエスマンほどその危険性が高い。上司が「利益を出せ！」、「売上を伸ばせ！」と部下を叱咤激励すると、部下は不正経理などをしてしまうのである。

片田は、問題上司は引退すると老害になりやすいという。なぜなら、問題上司は権力志向が強く、権力志向が強いと出世のためには保身･無責任体質をいとわない。こういう人が出世すると、仕事と地位だけが存在証明なので引退するとやる事が見つからずヒマを持て余して家にいるだけになる。奥さんはストレスがたまる。引退後は没頭できる趣味をもつ、新しい事へ挑戦する、研究･勉強する、地域活動、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等をすることが大切である。

1. **倫理学とコンプライアンス**
   1. **和辻哲郎の倫理学[[11]](#footnote-11)**

倫理を個人意識の問題とする西洋哲学の考え方は間違っていると和辻は考える。西洋哲学の人間観は個人主義的人間観だが、これを人と人との間柄存在として捉えなおさなければならないと説く。西洋倫理学は人間とは社会を形づくる存在としての人であることを十分に考慮せず、個人の主観的な道徳意識や行動規範の問題に終始している。そこで和辻倫理学は、まず人間共同体の存在構造を明らかにし、間柄存在としての人間存在の「理法」[[12]](#footnote-12)を取り出さなければならないと説くのである。

和辻は、日本語の「人間」という言葉自体が、日本人が人を他人との相互関係の中で認識していることを表していると考える。つまり、もともと「人間」（ジンカン）は世間を意味していたが、日本では「人」の意味で使われるようになった。これは日本人が「人」を世間の中の「人」として認識しているからである。

人間存在には二つの側面がある。世間性（社会性）と個人性である。この人間存在は世間性と個人性の統一としてしか存在しえないのであって、人間存在があったうえで、それが二つの側面をもっているというわけではない。この世間性と個人性の統一は、社会から個への・個から社会全体への動的な統一である。

和辻が説くところの人倫の根本原理としての絶対的否定性とは、どのようなものであろうか。和辻は、個と全体の関係は両者相互の否定的媒介関係と見る。それは個と全体（他者と交わる共同態）との弁証法的関係である。個は全体の否定として個となり、全体性は個が互いに連関しあう中でそれぞれが自己を否定することをとおして生成されてくるものである。人間存在の根本構造とは、なんらかの共同性から分離して個別的になり、この個別性を否定してなんらかの共同性を実現することによりその本来性に還り行く不断の運動である。このような全体から個へ・個から全体への否定の運動を和辻は、絶対的否定性と名づけた。

和辻倫理学の具体的な成果は、人間存在の根本構造を具体的な人倫的組織に当てはめ、その体系的連関を明らかにしたことである。すなわち「連関性の構造分析」である。

和辻の連関性の構造分析にもとづく国家論（詳細は省略）は、西欧の社会契約論に対する批判から出てきたものである。和辻は以下のように言う。契約社会では個人の利益が究極目的になっているが、このような国家では「公」（おおやけ）は、せいぜい最大多数の「私」を守るという意味しか持たなくなる。これはおかしい。主権は本来、人間存在の全体性の自覚の上に根拠づけられるべきものなのに、主権が私的な幸福・個人の利害関係の上におかれてしまう[[13]](#footnote-13)。

以上、和辻哲郎の倫理学の基本的な考え方をまとめたが、とにかく難解である。コンプライアンスとどのように関係するのか現時点では不明といわざるをえない。

* 1. **倫理とアイデンティティー[[14]](#footnote-14)**

オウム真理教事件、南京虐殺等々の事件構造は、すべて「上の者が命じて下の者にやらせた」というものである。この構造のもと、集団の凝集度が強い場合、事件は発生しやすい。なぜ下の者は盲目的に命令に従うのか。

南京虐殺事件において上官命令を拒否した沢田少尉の例がある。それは、彼が「陸軍少尉」以外のアイデンティティーを保持していたからではないだろうか。たとえば、「父親である私」とか「僧侶である私」というアイデンティティーなどである。もし沢田少尉が「陸軍少尉」というアイデンティティーしか持っていなかったなら、彼は盲目的に命令に従っていたのではないだろうか。

倫理的判断に直面したとき、複数のアイデンティティーを持った「私」であることが大切ではないだろうか。「○○会社の社員」だけでなく「夫」や「父親」等々のアイデンティティーである。このためには、家庭･家族･地域を大切にし、趣味を持つことである。「趣味の○○研究家」や「町内会の幹事」、はたまた「少年野球の監督」などのアイデンティティーをもっていれば、会社で非倫理的な判断にせまられた場合、「No」と言えるのではないだろうか。

* 1. **他者依存の倫理観[[15]](#footnote-15)**

和辻哲郎の倫理思想は「人と人の関係における倫理」といわれているが、これは仏教由来の考え方である。その中核には、「縁起」があり、「縁起」とは他によって起こるという意味であり、すべては他に依存しているという考え方である。

言語学者･鈴木孝夫は家族内での人称が最年少者を基準として「他者依存の自己規定」になっていることを示しているが、これは日本人の自己が他者との関係において規定されていることを示している（これについては、上記3.4の詳し解説を参照のこと）。

日本人の倫理観も他者に依存した倫理観であり、したがって他人に見られていなければ悪事をしてもかまわないという考え方が出てくる。「恥の文化」を倫理学的に説明すると、「他者依存の自己意識」になるのであろう。

1. **学校のいじめ問題とハラスメント[[16]](#footnote-16)**

下記脚注に掲載している「いじめとは何か 教室の問題、社会の問題」（中公新書、2010年7月）を読んで思ったのは、学校のいじめ問題は、企業でのパワハラ、セクハラ問題の参考になるということである。一つは、実態調査をしているということであり、二つ目は、当然のことながら、心の問題に着目していることである。三つ目は、問題をとらえる視野が広いということである。四つ目は、対応策が多面的に示されていることである。具体的な対応策はパワハラ、セクハラ問題の参考にはならないが、上記四つの点はパワハラ、セクハラ問題についても考慮に値するものと思われる。

* 1. **いじめとは何か**

さて、本書によれば、調査の結果、子どもの規範意識は高いことが分かっている。やってはいけない事をかなりきちんと認識している。ではなぜいじめが発生するのだろうか。

一つは、いじめは「乗り物」に乗っておこなわれるということである。ふざける、からかう、冗談という「乗り物」に乗っていじめがおこなわれる。最初はちょっとふざけていただけだったのが、いつしかいじめになる。そうすると、加害生徒はいじめていると認識できない。教師も分からない。善いおこないが「乗り物」になることもある。集団のあるメンバーが怠けているのを繰り返し注意すると、それがいつしかいじめになる。

二つ目は、「いじめ」の定義はあるが（文部科学省の定義）、いじめか否かの境界線はあいまいである。しかも、いじめか否かは被害生徒の受け止め方にかかっているので、よけいにあいまいになる。そうすると、加害者はいじめと知らずにやってしまう。教師もいじめと認識できないということになる。

三つ目は、いじめは友人や仲間のあいだで起きるのが普通である。全然しゃべったことのない生徒からいじめられることは少ない。周りの目には、友人どうしでふざけ合っているとしか見えない。これがいじめを見えにくくしている。

四つめは、いじめられている生徒は、いじめに対して拒否・抵抗・不快の反応を見せずに、「へらへらと笑っているだけ」等の無関心・気にしない・平気を装うのが通常である。拒否・抵抗・不快の反応を見せると、いじめがエスカレートすることを知っているからである。これだと周囲の者は気づかない。

五つ目は、社会・学校の秩序と教師の威信のゆらぎということがあげられる。規範からの逸脱に対し社会・学校・教師がルーズだと、子どもの規範意識に悪影響を与える。児童虐待、パワハラ、セクハラ等に対して鈍感な社会は、子どもの規範意識をルーズにする。

いじめの四層構造ということがいわれている。この構造の中でいじめはおこなわれている。一層目と二層目は、加害生徒と被害生徒である。三層目は、観衆－面白がって見ている生徒である。四層目は、傍観者－見て見ぬふりをしている生徒である。この四層構造の中で、観衆はいじめを積極的に是認していることになる。いじめの「火に油をそそぐ」存在である。したがって、加害者側に立っていることになる。傍観者は、見て見ぬふりをすることにより、結局いじめを支持していることになる。傍観者の存在は、いじめという力の乱用に対する服従の構造を広げ、それが集団圧力になって、「止めに入る子」をためらわせることになる。傍観者も加害者である。いじめの進行にしたがって、学級はこの四層構造に収斂していく。この四層構造の中で、被害生徒は孤立していく。

* 1. **市民性教育**

それでは、いじめにどう対応するべきか。基本的な対応は、加害生徒と被害生徒の個人的な問題ととらえるべきではなく、いじめを社会問題ととらえ、多面的な取り組みで社会の自浄能力を高めていくべきである。家庭も学級も学校も「社会」であり、それぞれの取り組みが必要である。

欧米で取り入れられ成果をあげつつある対応策として、市民性教育（市民性＝シチズンシップ）というものがある。日本の教育再生会議[[17]](#footnote-17)もこれに着目している。日本のこれまでの対応は、「いじめはダメ」という道徳観に訴える教育が中心であったが、これだけでは不十分である。いじめを道徳の問題とのみとらえるのではなく、それも含めたうえで社会全体の問題ととらえ、生徒の社会性･社会的リテラシーの育成を図っていくことが長期的には解決につながっていくのである。この市民性教育により、社会（家庭、学級、学校を含め）の自浄能力を引きだしていかなければならない。

市民性教育を一言でいうと、基本的人権の主体としての自覚とそれにもとづく行動のしかたを教え、社会の安寧･福祉を向上させる公共善を図り、公的な活動に自主的にかかわっていく主体を確立することである。

市民性教育の内容は、社会科や公民科、道徳等でカバーしているが、座学・知識教育に傾斜している。道徳という科目はあるものの十分に機能しているとはいえない状況にある。その理由としては、道徳を教える難しさや、価値観の押しつけという教師の反発もあり、学級の実態と関係なく学習指導要領で画一化された内容になっている、などの問題があげられる。

市民性教育の一環として、生徒会等での生徒の自主的な活動としていじめの自浄作用を引きだそうとする動きがある。たとえば（以下はｲﾝﾀｰﾈｯﾄより）、生徒会による「いじめ撲滅キャンペーン」、「いじめ根絶集会」、生徒による校内巡回、いじめ根絶ポスターの掲示、毎月のいじめ調査などである。

* 1. **ソーシャル・ボンド理論**

ソーシャル・ボンド理論にもとづく対応策も注目されている。これは、生徒が学校に対していだいている意味（社会的きずな）が多いほど、その生徒は問題行動をおこしにくい、という考え方である。これは、米国の犯罪社会学者T.ハーシーが実証的に明らかにした理論である。生徒がいだく学校の意味としては、たとえば、学校の歴史伝統を誇りに思っている、部活動が好き、学校には友達がいる、給食のおばさんが親切にしてくれる、理科の授業は面白い、などである。これらがソーシャル・ボンドであり、逆に、ただなんとなく学校に来て興味のわかない授業を受けているだけの生徒は、学校に対するソーシャル・ボンドが非常に弱く、学校での規範から逸脱していく傾向にある。つまり、学校生活がもつ意味が学校への引力となり、その生徒は通常の学校生活から逸脱しにくいのである。

ソーシャル・ボンドを創り出す教育として、四つの分野が考えられている。(1)愛着：学校の歴史伝統、出身著名人、競技成績等を知らせる。(2)コミットメント：学校における役割を与えるなど、現行の学習指導要領の道徳教育では社会的役割をになうことの重要性が教えられている。(3)巻き込み･インボルブメント：学習意欲を引き出す授業、体験活動をつうじて達成感をもたせる、ほめることで自己肯定感をもたせる。(4)規範の正統性への信念を育てる：社会･学校はいじめに厳しく対応すること。いい加減な対応は信念を損なわせる。

* 1. **家族内での子どもの役割**

家族内で子どもに役割を与えるべきである。家族も社会集団であり、その社会集団においてしなければいけない仕事があることを子どもに教えるべきである（犬の散歩、植木の水やり、等）。子どもに集団のメンバーとしての義務と責任を教え、やるべき仕事は自分で探して見つけるものであることを教えるべきである。これにより、集団を運営していくには各自やるべき仕事があることを知り、社会性が身についていくのである。

以上

**参考文献**

未読のものも含め、関係あるかと思われる文献を以下に掲げる。

【**図書**】

（コンプライアンス違反事例）

1. 鈴木ひろみ・山口哲夫「JR西日本の大罪－服部運転士自殺事件と尼崎脱線事故」（五月書房、2006年4月）
2. 吉野次郎「なぜ２人のトップは自死を選んだのか-JR北海道腐食の系譜」（日経BP、2014年4月）
3. 大島千佳「自衛隊の闇」（河出書房新社、2016年4月）
4. 山口義正「サムライと愚者－暗闘オリンパス事件」（講談社、2012年3月）
5. 熊谷徹「偽りの帝国－緊急報告・ﾌｫﾙｸｽﾜｰｹﾞﾝ排ｶﾞｽ不正の闇」（文芸春秋、2016年8月）
6. 小林秀之「裁かれる三菱自動車」（日本評論社、2005年6月）
7. 山口義正「サムライと愚者－暗闘オリンパス事件」（講談社、2012年3月））

（日本の文化）

1. 土居健郎「甘えの構造」（弘文堂、1971年）
2. 俵木浩太郎「新・武士道論」（ちくま文庫、2006年7月）
3. 会田雄次「日本人の精神構造」（PHP研究所、2003年2月・原著ː学習研究社、1972年）
4. 会田雄次「アーロン収容所」（中央文庫、1973年11月）
5. 長野晃子「日本人はなぜいつも「申し訳ない」と思うのか」（草思社、2003年11月）

（宗教）

1. 山折哲雄「さまよえる日本宗教」中公叢書、2004年11月
2. 上野誠「日本人にとって聖なるものとは何か　神と自然の古代学」（中公新書、2015年1月）
3. 俵木浩太郎「文明と野蛮の衝突－新･文明論之概略」（ちくま新書、2001年11月）
4. 会田雄次「ルネサンス」（講談社現代新書、1973年7月）

（心理学）

1. 岡本茂樹「反省させると犯罪者になります」（新潮新書、2013年5月）
2. 細江達郎「知っておきたい 最新犯罪心理学」（ナツメ社、2012年12月）
3. 新田健一「組織とｴﾘｰﾄたちの犯罪－その社会心理学的考察」（朝日新聞社、2001年10月）
4. ﾍﾞｲｻﾞｰﾏﾝ&ﾃﾝﾌﾞﾗﾝｾﾙ「倫理の死角 なぜ人と企業は判断を誤るのか」（NTT出版、2013年9月）
5. 岡本浩一「会議を制する心理学」（中公新書、2016年1月）
6. 岡本浩一「会議の科学 健全な決裁のための社会技術」（新曜社、2006年8月）
7. 岡本浩一「職業的使命感のマネジメント ﾉﾌﾞﾚｽｵﾌﾞﾘｼﾞｭの社会技術」（新曜社、2006年6月）
8. 岡本浩一「属人思考の心理学　組織風土改善の社会技術」（新曜社、2006年3月）
9. 岡本浩一「権威主義の正体」（PHP新書、2005月1月）
10. 岡本浩一「無責任の構造　ﾓﾗﾙﾊｻﾞｰﾄﾞへの知的戦略」（PHP新書、2001月1月）
11. 岡本浩一「リスク心理学入門」（サイエンス社、1992年11月）
12. 片田珠美「上司という病」（青春新書、2015年11月）
13. 片田珠美「攻撃せずにはいられない人」（PHP新書、2013年12月）

（倫理）

1. 加藤尚武「現代を読み解く倫理学」丸善ライブラリー、平成8年6月
2. 加藤尚武「合意形成とルールの倫理学」丸善ライブラリー、平成14年11月
3. 荻原道雄「企業倫理を考える　日本の伝統文化から経営実践まで」（八千代出版、2012年12月）
4. 武田隆二編集・「現代社会における倫理・教育・コンプライアンス」（税務経理協会、2007年7月）
5. 池田燁子「日本人の職業倫理」（有斐閣、1990年5月）
6. 河合隼雄･鶴見俊輔編「現代日本文化論9 倫理と道徳」（岩波書店、1997年5月）P.45-68海老坂武「倫理とｱｲﾃﾞﾝﾃｨﾃｨｰ」
7. 常俊宗三郎「日本の哲学を学ぶ人のために」（世界思想社、1998年6月）の第3章 間柄としての人間存在－和辻哲郎（関学大教授･嶺秀樹 執筆）

（言語学）

1. 牧野成一「ウチとソトの言語文化学－文法を文化で切る」（アルク、1996年12月）
2. 熊谷高幸「日本語は映像的である　心理学から見えてくる日本語のしくみ」（新曜社、2011年）
3. 鈴木孝夫「ことばと文化」（岩波新書、1973年5月）

（教育・いじめ問題）

1. 森田洋司「いじめとは何か　教室の問題、社会の問題」（中公新書、2010年7月）

（コンプライアンス）

1. 浜辺陽一郎「コンプライアンスの考え方」（中公新書、2005年2月）
2. 郷原信郎「コンプライアンス革命」（文芸社、2005年6月）
3. 高巌 「コンプライアンスの知識」（日経文庫、2003年12月）
4. 金重凱之「ビジネスリーダーのためのコンプライアンス教本」（アスペクト、2014年4月）

**【論文】（CiNii論文データベースhttp://ci.nii.ac.jp/より）**

1. 角山剛「企業不祥事の集団心理学的要因」（月刊人事労務2013年12月号）
2. 吉村秀實「JR福知山線事故はなぜ起きたのか～企業の病根を検証する（「予防時報223号2005年10月」日本損害保険協会発刊
3. http://www.sonpo.or.jp/archive/publish/bousai/0001.html）
4. 佐藤達全「他者依存の自己意識と日本人の倫理観について」育英短大研究紀要 第26号 2009年2月
5. 藤江邦男「日本における技術者倫理と事故の事例学習」工学教育（㈶日本工学教育協会）49巻2号　2001.3
6. 高橋 靖「[ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽについての一考察--法と道徳論、応用倫理学およびCSRを中心に](http://ci.nii.ac.jp/naid/40017032334)」甲南法務研究 (6), 63-88, 2010-03
7. 岡本 浩一「[講演 ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ問題への社会心理学の貢献」 (第21回 産研ｱｶﾃﾞﾐｯｸ･ﾌｫｰﾗﾑ 企業の「社会的責任」を考える)](http://ci.nii.ac.jp/naid/40020050385) 早稲田大学・産研ｱｶﾃﾞﾐｯｸ･ﾌｫｰﾗﾑ (21), 75-96, 2013
8. 新田 健一「内部告発の社会心理学的考察 (特集ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽと労働関係)」 日本労働研究雑誌 46(9), 24-32, 2004-09
9. 新田 健一「内部告発の社会心理学的考察 (特集ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽと労働関係)」 日本労働研究雑誌 46(9), 24-32, 2004-09
10. 渡辺聡（静岡県立大）「ﾈｯﾄﾜｰｸ型の集団は集団思考症候群を避けえるのか？－自己ｶﾃｺﾞﾘｰ化および社会的ｱｲﾃﾞﾝﾃｨﾃｨｰの観点から」社会経済ｼｽﾃﾑ学会機関誌　1998年10月　No.17
11. 阿部孝太郎「日本的集団浅慮の研究要約版」小樽商科大学商学討究 第57巻 第2号・3号

以下は名古屋工業大学の「技術倫理研究」第1～12号掲載の面白そうな論文

（目次一覧：http://repo.lib.nitech.ac.jp/handle/123456789/2897）

1. 技術者倫理と公共哲学**/**藤本, 温**--**名古屋工業大学技術倫理研究会**，**2014-11-7
2. 技術者倫理の議論を活発なものにするために－大石敏広著『技術者倫理の現在』の書評論文に対する回答を通して－**/**大石, 敏広2013-12-18
3. 技術者に倫理的配慮を不足させる無意識的な諸要因**/**比屋根, 均2012-11-26
4. 技術者倫理教育はどちらに進むべきか：比屋根均『技術の知と倫理』大石敏広著『技術者倫理の現在』書評**/**伊勢田, 哲治2012-11-26
5. 巨大化・総合化・複雑化した科学技術における技術者倫理**/**田岡, 直規2011-12-5
6. 工学倫理の教科書の変遷**/**藤木, 篤**,**杉原, 桂太2010-12-20
7. 路面電車問題と技術倫理**/**藤本, 温2010-12-20
8. 企業倫理の動的かつ多面的展開と技術者に求められる役割**/**池田, 耕一2009-12-31
9. ドイツにおける技術倫理の特徴－VDI「技術者倫理の根本原理」の分析**/**北野, 孝志2009-12-31
10. 技術者の倫理と技術の倫理－ラングドン・ウィナーを出発点として**/**中島, 秀人2008-12-25
11. チャイルドシートのミスユースと技術者倫理**/**瀬口, 昌久2008-12-25
12. 科学的知見の不確実性と専門家の倫理―戦後日本の食品事件を例として**/**中島, 貴子2007-11-30
13. 空の安全を支えるために―航空機整備の倫理**/**中里, 公哉2007-11-30
14. 工学教育におけるデザインと倫理**/**瀬口, 昌久2006-9-30
15. 技術倫理講義のはじまり**/**古谷, 圭一2005-9-30

以下は「日本経営倫理学会誌」日本経営倫理学会1994年～2016年掲載の面白そうな論文

（目次一覧：http://ci.nii.ac.jp/vol\_issue/nels/AN10441917\_ja.html）

1. 日本企業における倫理確立に向けての取り組みと管理者の倫理観 : 1994年、2004年、2014年の調査結果の比較をふまえて2016
2. 日本の大学・大学院の経営倫理教育の予備的検討2016
3. MBAｺｰｽにおける経営倫理教育(統一論題ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾝ教育と経営倫理)2015
4. 専門職大学院における職業倫理教育の方法(報告概要)(統一論題　同上) 2015
5. 公務員の職業倫理教育についての一考察2015
6. 草創期の神戸高等商業学校における道徳教育2015
7. 組織の倫理風土の定量的測定：Ethical Climate Questionnaireの日本企業への適用可能性の検討2015
8. 高度な金融商品のﾘｽｸと金融市場の倫理:金融商品開発の責任に関する倫理学的考察2014
9. 企業行動倫理と企業倫理ｲﾆｼｱﾃｨﾌﾞ:なぜ人は意図せずして非倫理的行動に出るのか2013
10. ハラスメント課題の新たな傾向と解決するための倫理的規範2013
11. オリンパス事件における統制環境の崩壊2013

要旨：なぜ不正経理がおこなわれ長期間発覚しなかったのか：(1)関与者は経理財務部門内だけで人事異動・昇進、(2)社外取締役・監査役に病院長等の企業経営のシロウト、取引先役員、同級生等を選任、(3)投機資金や損失の限度額を決めておく等の確実なリスク管理ルールがなかった、(4)倫理欠如の公認会計士、弁護士等。

1. 日欧における個の意識と経営倫理 : グローバル化への対応(自由論題)2011
2. 企業不祥事のメカニズムと現代経営者の役割(自由論題)2010
3. 「偽装」はどうして起こるのか、どうしたらよいのか(自由論題)2010
4. 日本的経営の普遍的道徳観と問題点:ケアの倫理・共同体主義による検討(自由論題)2010
5. 経営倫理と利益 : 経営判断原則における倫理性の変容(自由論題)2009
6. 日本精神史試論 : 日本的伝統の根底にあるもの(自由論題)2008
7. 企業倫理教育と実存哲学:ﾚｳﾞｨﾅｽの思想を手がかりに(統一論題 経営倫理と教育)2007
8. センスメーキングする組織 : 三菱ふそうハブ欠陥事件から何を学ぶか(自由論題)2006

要旨：「ｾﾝｽﾒｰｷﾝｸﾞ」とは発生した事実に意味付けをすること。たとえば、昔の医者は子どもの傷・アザを見ると「親は我が子を虐待しない」との社会通念からそれを「不適切な手当」「親の放置」等の結果と「意味付け」をしたため児童虐待が認識されていなかった。ハブ欠陥事故も三菱はハブの欠陥から亀裂が生じることを知っていながら亀裂から即破断には至らないため亀裂状態において整備不良・過積載が決定的な要因になって破断に至ったとのストーリーを作り上げて（意味付け）ﾘｺｰﾙ非対象とすることを正当化した。その結果、母子死傷事故が発生。三菱でこのような「ｾﾝｽﾒｰｷﾝｸﾞ」が発生した背景には、(1)コストのかかる設計変更が許されない経営方針と(2)リコールは年二回までとする不文律（コストの問題）があった。

1. 日本企業の経営とｶﾞﾊﾞﾅﾝｽに見る二極化現象：三菱自動車工業不祥事に焦点を当てて(自由論題)2006英文
2. 企業倫理とCSR(1) : TECと武士道精神を背景にして(自由論題)2005
3. 経営者の経営理念における宗教倫理の意義:初代伊藤忠兵衛と土光敏夫を事例として(自由論題)2002
4. 小松原明哲「隠す文化・隠す心理への一考察」人間工学 第50巻 特別号
5. 特集「隠ぺいの構造」新聞研究 (617), 10-25, 2002-12　都立図書館でcopy済

**【インターネット】**

1. 日経ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ online　「なぜVW社は排ガス不正問題を起こしたのか？」http://techon.nikkeibp.co.jp/atcl/column/15/415543/032200016/?rt=nocnt
2. NHKｳｪｯﾌﾞｻｲﾄ「ｸﾛｰｽﾞｱｯﾌﾟ現代　ﾌｫﾙｸｽﾜｰｹﾞﾝで何が…　～”排ガス不正”の真相」2015年10月19日放送http://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3718/1.html

以上

1. ATS叩き壊し事件を起こした運転士は出勤停止15日の処分となったが、その処分が軽すぎると国会で取り上げられ、労組への遠慮ではないかと指摘された。結局JR北海道は、運転士を刑事告発した。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 熊谷徹「偽りの帝国－緊急報告・ﾌｫﾙｸｽﾜｰｹﾞﾝ排ｶﾞｽ不正の闇」（文芸春秋、2016年8月）、日経ﾃｸﾉﾛｼﾞｰ online　「なぜVW社は排ガス不正問題を起こしたのか？」http://techon.nikkeibp.co.jp/atcl/column/15/415543/032200016/?rt=nocnt、NHKｳｪｯﾌﾞｻｲﾄ「ｸﾛｰｽﾞｱｯﾌﾟ現代　ﾌｫﾙｸｽﾜｰｹﾞﾝで何が…　～”排ガス不正”の真相」2015年10月19日放送http://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3718/1.html、その他東洋経済、週刊ｴｺﾉﾐｽﾄ、週刊ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞなどの週刊・月刊誌。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 1.軍人は忠節を盡すを本分とすへし、2. 軍人は禮儀を正くすへし、3. 軍人は武勇を尚ふへし、以下略。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 1926年生まれ、都立戸山高卒、慶大医入学･文学部卒、慶大教授、現日本野鳥の会顧問他、90歳にして現役、今年の「新潮45」7月号に論文が掲載されている（談話録：日本語を習得した外国人は攻撃的な口調が低下する、言語習得は文化の習得）。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 長野晃子「日本人はなぜいつも「申し訳ない」と思うのか」（草思社、2003年11月）。著者は東洋大教授、リヨン大・ｽﾄﾗｽﾌﾞｰﾙ大客員教授。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 銃規制や民族・人種構成、貧困割合等々を考慮に入れても、日本の犯罪率は確かに低い。 [↑](#footnote-ref-6)
7. どちらが正しいのかは、学説の分かれるとこなのであろう。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 岡本浩一「無責任の構造　ﾓﾗﾙﾊｻﾞｰﾄﾞへの知的戦略」（PHP新書、2001月1月）、「権威主義の正体」（PHP新書、2005月1月）、「属人思考の心理学　組織風土改善の社会技術」（新曜社、2006年3月）、「会議を制する心理学」（中公新書、2016年1月）。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 新田 健一「内部告発の社会心理学的考察 (特集ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽと労働関係)」 日本労働研究雑誌 46(9), 24-32, 2004-09。 [↑](#footnote-ref-9)
10. 渡辺聡（静岡県立大）「ﾈｯﾄﾜｰｸ型の集団は集団思考症候群を避けえるのか？－自己ｶﾃｺﾞﾘｰ化および社会的ｱｲﾃﾞﾝﾃｨﾃｨｰの観点から」社会経済ｼｽﾃﾑ学会機関誌　1998年10月　No.17。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 「日本の哲学を学ぶ人のために」（世界思想社、1998年6月）の第3章 間柄としての人間存在－和辻哲郎（関学大教授･嶺秀樹 執筆）。一般人向けの解説書だが、難解であった。 [↑](#footnote-ref-11)
12. 法則とか基本原理というような意味か。 [↑](#footnote-ref-12)
13. この見解には、著者（嶺教授）から批判がなされている。 [↑](#footnote-ref-13)
14. 河合隼雄･鶴見俊輔編「現代日本文化論　9　倫理と道徳」（岩波書店、1997年5月）、P.45-68海老坂武「倫理とアイデンティティー」 [↑](#footnote-ref-14)
15. 佐藤達全「他者依存の自己意識と日本人の倫理観について」育英短大研究紀要 第26号 2009年2月。 [↑](#footnote-ref-15)
16. 森田洋司「いじめとは何か 教室の問題、社会の問題」（中公新書、2010年7月）。 [↑](#footnote-ref-16)
17. 内閣所管。座長は理化学研究所理事長・野依良治（ﾉｰﾍﾞﾙ賞）。メンバーは、劇団四季･浅利慶太、トヨタ･張富士夫、ワタミ・渡邉美樹、元ｼﾝｸﾛ･小谷未可子、東大総長・小宮山宏、他。 [↑](#footnote-ref-17)